

令和 7 年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

介護現場における文書負担軽減の更なる促進に 向けた調査研究 報告書

MRI 三菱総合研究所

令和 8(2026)年 3 月

医療・介護 DX 本部

目次

1. 事業概要.....	1
1.1 事業の目的.....	1
1.2 事業の進め方.....	1
1.2.1 検討委員会の実施.....	1
1.2.2 アンケート調査の実施.....	1
1.2.3 ヒアリング調査.....	2
1.2.4 老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた検討.....	2
1.2.5 報告書の作成.....	2
1.3 検討委員会の実施.....	3
1.3.1 検討委員会の委員構成.....	3
1.3.2 検討委員会の開催状況.....	3
2. アンケート調査.....	5
2.1 調査概要.....	5
2.1.1 調査の目的.....	5
2.1.2 回収数および回収率.....	5
2.2 調査結果(単純集計).....	6
2.3 調査結果(クロス集計).....	28
3. ヒアリング調査.....	51
3.1 調査の目的.....	51
3.2 調査の概要.....	51
3.3 調査結果.....	52
4. 老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた検討.....	58
4.1 検討の目的.....	58
4.2 検討の内容.....	65
4.3 検討結果.....	67
5. 調査のまとめ.....	71
5.1 指定に関する申請届出等におけるローカルルールの実態.....	71

5.2 電子申請届出システムの利用状況	72
5.3 老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化	73

1. 事業概要

1.1 事業の目的

介護分野の文書負担軽減については、都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者により構成される「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、令和4年11月7日に取りまとめの公表が行われたところである。特に、令和6年4月に施行された「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化や、令和8年4月からの電子・申請届出システム(以下、本システム)の利用原則化については、それに伴う文書負担の軽減効果や課題を把握し、介護事業者に周知していくことで、本システムの利用を促進させることが重要である。

次に、介護保険法に基づく指定申請等と同時に提出されることの多い老人福祉法に基づく申請届出については、令和6年度の調査研究事業¹において文書負担軽減の観点から全国統一の標準様式に関する検討が行われたところである。また、申請届出のオンライン化に向けて、当該様式の本システム上での入力・提出を文書負担軽減に資する形で実現する上で検討が必要な課題を整理し、対応方針を定めていく必要がある。

そこで本事業では、過年度から引き続き、指定申請等に係る文書負担軽減策の効果検証やローカルルールの実態把握を実施するとともに、老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に係る技術的課題を整理のうえ、対応方針を検討することを目的とした。

1.2 事業の進め方

上記の目的を達成するため、本事業は以下の手順で実施した。

1.2.1 検討委員会の実施

本事業で実施する調査に対する議論、助言を行うため、文書負担に関する令和6年度の調査研究事業²を踏まえ、自治体及び介護事業関係者等から構成する検討委員会を設置した。

1.2.2 アンケート調査の実施

介護サービス事業所の指定申請等について、これまでに実施された文書負担軽減策の効果検証やローカルルールの実態等を把握するとともに、老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた課題の有無を把握整理することを目的として、複数の自治体にまたがって申請届出事務を実施していると考えられる介護サービス事業者(法人)に対してアンケート調査を実施した。

¹ 令和6年度老人保健健康増進等事業「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」(https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/ic0bo20000000kim-att/R6_012_2_report.pdf)

² 令和6年度老人保健健康増進等事業「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業」(https://www.mri-ra.co.jp/upload/r7_bunsho.pdf)

1.2.3 ヒアリング調査

アンケート調査結果を踏まえ、事務負担の要因や負担軽減に資する自治体の好取組等の詳細を深掘りするため、ヒアリング調査を実施した。

1.2.4 老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた検討

令和6年度の調査研究事業³では、申請届出事項として介護保険法と老人福祉法の両法令で規定されている項目の比較・整理を行った。今年度は実現のため検討が必要な課題を整理し、その対応方針を検討した。

1.2.5 報告書の作成

上記、調査の結果について、検討委員会での議論を踏まえて、報告書として取りまとめた。

³ 令和6年度老人保健健康増進等事業「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」
(https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/ic0bo20000000kim-att/R6_012_2_report.pdf)

1.3 検討委員会の実施

1.3.1 検討委員会の委員構成

検討委員会の委員構成は以下のとおり。

図表 1 検討委員会 構成委員一覧（敬称略・五十音順）

氏名	所属・役職
坏 真毅	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 生産性向上推進委員会 委員
大嶋 弘章	茨城県福祉部長寿福祉課 課長 (代理:茨城県福祉部長寿福祉課 主事 由井 貴大)
大場 隆幸	株式会社介護 NEXT 代表取締役社長 一般社団法人全国介護事業者連盟 群馬県支部 副支部長
佐藤 亜希子	公益社団法人全国老人保健施設協会 社会保障制度委員会 介護報酬部会員
時田 哲	豊島区 福祉部 介護保険課 課長
戸森 茂	埼玉県庁 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当 主幹
松尾 徳哉	一般社団法人全国介護付きホーム協会 事務局長

(所属は令和 8 年 3 月時点)

<オブザーバー>

和田 淳平 厚生労働省 老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 室長補佐

田中 翔 厚生労働省 老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室
生産性向上推進官

高橋 舜 厚生労働省 老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室 企画調整係

<事務局>

株式会社三菱総合研究所 医療・介護 DX 本部 医療・介護政策コンサルティンググループ

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 公共政策第一部 社会保障 EBPM チーム

1.3.2 検討委員会の開催状況

検討委員会の開催スケジュールは以下のとおり。

図表 2 検討委員会の開催日と主な議題

回数	時期	議題
第 1 回	令和 7 年 10 月 22 日(水)	・ 事業計画(案)について ・ アンケート調査票(案)について
第 2 回	令和 8 年 1 月 30 日(金)	・ アンケート調査結果(速報)について ・ 老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた検討状況について
第 3 回	令和 8 年 3 月 13 日(金)	・ 報告書(案)について

回数	時期	議題
		・ 老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた検討結果について

2. アンケート調査

2.1 調査概要

2.1.1 調査の目的

介護サービス事業所の指定申請等において生じているローカルルールの実態、及び電子申請届出システムの利用に伴う事務負担の軽減状況等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

2.1.2 回収数および回収率

本調査の調査対象数、回収数及び回収率は以下のとおりである。

令和 6 年 4 月 1 日以降に指定申請を行った⁴介護サービス施設・事業所を1つ以上傘下に持つ介護事業者(法人)⁵を対象に、アンケート調査を実施した。サービス種類は介護保険全種類である。法人規模(傘下の事業所数)別に層化のうえ、無作為抽出を行い、2,500 件の標本を抽出した。

調査の実施期間は令和 7 年 11 月 7 日～12 月 24 日、調査方法は専用ホームページによる回答のウェブ入力方式である。

図表 3 調査回答数・回答率

調査対象数	回答数	有効回収率 ⁶
2,500	668	28.09%

⁴ 最新時点における文書負担を把握する観点から、対象は令和 6 年4月以降に指定申請を行ったことのある事業者職員に限定した。

⁵ ローカルルールを把握する観点から、複数の自治体にまたがって申請・届出事務(の支援)を担当していると考えられる法人本部を調査対象とした。

⁶ 回収率は「回収数/(発出数-不着-廃業)」で算出した。

2.2 調査結果(単純集計)

(1) 法人の基本情報について

法人種別については、「営利法人(株式・合名・合資・合同・有限会社)」が最も多く 69.8%、次いで「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が 9.7%であった。

図表 4 問 1(1)法人種別(SA)

	件数	社会福祉協議会(社会福祉協議会)	社会福祉協議会以外(社会福祉協議会)	医療法人	社団法人・財団法人	限名・合資・合同・有	営利法人(株式・合資・合同・有)	特定非営利活動法人(NPO)	協同組合	農業協同組合・生活	その他法人	地方公共団体	非法人	その他	無回答
合計	668	30	65	41	15	466	23	2	14	8	1	3	0		
	割合	100.0%	4.5%	9.7%	6.1%	69.8%	3.4%	0.3%	2.1%	1.2%	0.2%	0.4%	0.0%		

設立年の平均は、2006年であった。

図表 5 問 1(2)設立年(NU)

	件数	1999年以前	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	平均(年)	標準偏差	中央値
合計	668	101	24	39	101	76	114	106	107	0	2006	16.38	2010			
	割合	100.0%	15.1%	3.6%	5.8%	15.1%	11.4%	17.1%	15.9%	16.0%	0.0%					

収益規模については、「1千万円以下」が最も多く 28.4%、次いで「1千万円超3千万円以下」が 19.6%であった。

図表 6 問 1(3)収益規模(SA)

	件数	1千万円以下	1千万円超3千万円以下	3千万円超5千万円以下	5千万円超1億円以下	1億円超5億円以下	5億円超10億円以下	10億円超	無回答	
合計	668	190	131	74	81	122	36	34	0	
	割合	100.0%	28.4%	19.6%	11.1%	12.1%	18.3%	5.4%	5.1%	0.0%

従業員数規模については、「10人以上99人以下」が最も多く 52.7%、次いで「9人以下」が 34.1%であった。

図表 7 問 1(4)従業員数規模(SA)

	件数	9人以下	10人以上99人以下	100人以上999人以下	1000人以上9999人以下	10000人以上99999人以下	100000人以上999999人以下	1000000人以上9999999人以下	10000000人以上99999999人以下	100000000人以上999999999人以下	1000000000人以上9999999999人以下	無回答
合計	668	228	352	44	13	8	8	10	5	0		
	割合	100.0%	34.1%	52.7%	6.6%	1.9%	1.2%	1.2%	1.5%	0.7%	0.0%	

運営するサービス種類および事業所数(サービス種別)については、「居宅介護支援」が最も多く43.0%、次いで「訪問介護」が39.1%であった。

図表 8 問1(5)-1 運営するサービス種類および事業所数 サービス種別(MA)

		件数	訪問介護	(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)訪問看護	(介護予防)訪問リハビリテーション	(介護予防)居宅療養管理指導	通所介護	(介護予防)通所リハビリテーション	介護(介護予防)短期入所生活介護	介護(介護予防)短期入所療養介護
合計	件数割合	668	261 39.1%	11 1.6%	129 19.3%	23 3.4%	13 1.9%	135 20.2%	37 5.5%	53 7.9%	16 2.4%
	件数		(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)福祉用具貸与	特定(介護予防)福祉用具販売・(介護予防)住宅改修	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
合計	件数割合	668	21 3.1%	43 6.4%	35 5.2%	46 6.9%	19 2.8%	4 0.6%	0 0.0%	15 2.2%	22 3.3%
	件数		(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	地域密着型通所介護	居宅介護支援	介護予防支援	無回答
合計	件数割合	668	61 9.1%	2 0.3%	20 3.0%	6 0.9%	10 1.5%	108 16.2%	287 43.0%	85 12.7%	0 0.0%

運営するサービス種類において、「居宅介護支援」が287事業所と最も多く、次いで「訪問介護」が261事業所であった。運営する事業所数の平均は3.19事業所であった。

図表 9 問1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数(NU)

		件数	1事業所	2〜3事業所	4〜5事業所	6〜10事業所	11〜20事業所	21〜50事業所	51事業所以上	無回答	平均(事業所)	標準偏差	中央値
訪問介護	件数	261	246	11	2	0	1	1	0	0	1.21	1.67	1.00
	割合	100.0%	94.3%	4.2%	0.8%	0.0%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%			
(介護予防)訪問入浴介護	件数	11	10	1	0	0	0	0	0	0	1.09	0.30	1.00
	割合	100.0%	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)訪問看護	件数	129	115	9	3	2	0	0	0	0	1.26	0.95	1.00
	割合	100.0%	89.1%	7.0%	2.3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)訪問リハビリテーション	件数	23	20	3	0	0	0	0	0	0	1.13	0.34	1.00
	割合	100.0%	87.0%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)居宅療養管理指導	件数	13	11	1	1	0	0	0	0	0	1.31	0.85	1.00
	割合	100.0%	84.6%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
通所介護	件数	135	101	25	3	4	1	0	1	0	2.13	7.00	1.00
	割合	100.0%	74.8%	18.5%	2.2%	3.0%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%			
(介護予防)通所リハビリテーション	件数	37	32	5	0	0	0	0	0	0	1.14	0.35	1.00
	割合	100.0%	86.5%	13.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)短期入所生活介護	件数	53	33	17	0	3	0	0	0	0	1.72	1.47	1.00
	割合	100.0%	62.3%	32.1%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)短期入所療養介護	件数	16	13	3	0	0	0	0	0	0	1.19	0.40	1.00
	割合	100.0%	81.3%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)特定施設入居者生活介護	件数	21	16	3	1	1	0	0	0	0	1.76	1.92	1.00
	割合	100.0%	76.2%	14.3%	4.8%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)福祉用具貸与	件数	43	39	2	0	1	0	0	1	0	2.84	10.56	1.00
	割合	100.0%	90.7%	4.7%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%			
特定(介護予防)福祉用具販売・(介護予防)住宅改修	件数	35	32	1	0	1	0	0	1	0	3.23	11.70	1.00
	割合	100.0%	91.4%	2.9%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%			
介護老人福祉施設	件数	46	31	13	1	1	0	0	0	0	1.61	1.37	1.00
	割合	100.0%	67.4%	28.3%	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
介護老人保健施設	件数	19	15	4	0	0	0	0	0	0	1.21	0.42	1.00
	割合	100.0%	78.9%	21.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
介護医療院	件数	4	4	0	0	0	0	0	0	0	1.00	0.00	1.00
	割合	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
夜間対応型訪問介護	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)認知症対応型通所介護	件数	15	12	3	0	0	0	0	0	0	1.20	0.41	1.00
	割合	100.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	件数	22	12	6	4	0	0	0	0	0	1.86	1.25	1.00
	割合	100.0%	54.5%	27.3%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	件数	61	46	14	1	0	0	0	0	0	1.36	0.71	1.00
	割合	100.0%	75.4%	23.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
地域密着型特定施設入居者生活介護	件数	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1.00	0.00	1.00
	割合	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	件数	20	18	2	0	0	0	0	0	0	1.10	0.31	1.00
	割合	100.0%	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件数	6	5	1	0	0	0	0	0	0	1.17	0.41	1.00
	割合	100.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	件数	10	9	0	1	0	0	0	0	0	1.40	1.26	1.00
	割合	100.0%	90.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
地域密着型通所介護	件数	108	96	8	1	2	0	1	0	0	1.45	2.47	1.00
	割合	100.0%	88.9%	7.4%	0.9%	1.9%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%			
居宅介護支援	件数	287	263	19	4	1	0	0	0	0	1.15	0.64	1.00
	割合	100.0%	91.6%	6.6%	1.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
介護予防支援	件数	85	73	9	2	1	0	0	0	0	1.28	0.88	1.00
	割合	100.0%	85.9%	10.6%	2.4%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
合計	件数	668	295	240	61	47	17	5	3	0	3.19	7.49	2.00
	割合	100.0%	44.2%	35.9%	9.1%	7.0%	2.5%	0.7%	0.4%	0.0%			

指定申請等を行う必要のある自治体数(都道府県)については、「1自治体」が70.8%と最も多く、次いで「0自治体」が26.3%であった。平均は0.84自治体であった。

図表 10 問1(6)-1 指定申請等を行う必要のある自治体数_都道府県(NU)

		件数	0自治体	1自治体	2〜3自治体	4〜5自治体	6〜10自治体	11自治体以上	無回答	平均(自治体)	標準偏差	中央値
合計	件数	668	176	473	16	0	0	3	0	0.84	1.41	1.00
	割合	100.0%	26.3%	70.8%	2.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%			

指定申請等を行う必要のある自治体数(市区町村)については、「1自治体」が74.9%と最も多く、次いで「2～5自治体」が17.4%であった。平均は1.92自治体であった。

図表 11 問1(6)-2 指定申請等を行う必要のある自治体数_市区町村(NU)

	件数	0自治体	1自治体	2～5自治体	6～10自治体	11～20自治体	21～50自治体	51自治体以上	無回答	平均(自治体)	標準偏差	中央値
合計	668	30	500	116	16	3	1	2	0	1.92	8.58	1.00
	割合	4.5%	74.9%	17.4%	2.4%	0.4%	0.2%	0.3%	0.0%			

指定申請等を行う必要のある自治体数(都道府県と市区町村の合計)については、「2～5自治体」が67.4%と最も多く、次いで「1自治体」が28.6%であった。平均は2.77自治体であった。

図表 12 問1(6)-3 指定申請等を行う必要のある自治体数_都道府県+市区町村(NU)

	件数	0自治体	1自治体	2～5自治体	6～10自治体	11～20自治体	21～50自治体	51自治体以上	無回答	平均(自治体)	標準偏差	中央値
合計	668	0	191	450	19	4	2	2	0	2.77	9.83	2.00
	割合	0.0%	28.6%	67.4%	2.8%	0.6%	0.3%	0.3%	0.0%			

介護サービス事業における自治体への申請・届出の提供先については、「介護保険法上の居宅介護サービス担当」が最も多く57.9%、次いで「介護保険法上の居宅介護支援サービス担当」が43.7%であった。

図表 13 問1(7)介護サービス事業における自治体への申請・届出の提供先(MA)

	件数	介護保険法上の施設サービス担当	介護保険法上の居宅介護サービス担当	密着型介護サービス担当	介護支援サービス担当	介護保険法上の居宅介護支援サービス担当	総合・日常生活介護	老人福祉上のサービス担当	障害者総合支援法上のサービス担当	その他(消防法関連)	無回答
合計	668	209	387	205	292	282	82	167	94	0	
	割合	31.3%	57.9%	30.7%	43.7%	42.2%	12.3%	25.0%	14.1%	0.0%	

厚生労働省が設置している、介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る「要望専用窓口」の認知有無については、「知らなかった」が91.0%であった。

図表 14 問1(8)厚生労働省が設置している、介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る「要望専用窓口」の認知有無(SA)

	件数	知っている	知らなかった	無回答
合計	668	60	608	0
	割合	9.0%	91.0%	0.0%

厚生労働省が設置している、介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る「要望専用窓口」への要望の提出有無については、「ない」が91.7%であった。

図表 15 問1(9)厚生労働省が設置している、介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る「要望専用窓口」への要望の提出有無(SA)

		件数	ある	ない	無回答
合計	件数 割合	60	5 8.3%	55 91.7%	0 0.0%

※図表 14 で要望専用窓口を「知っている」と回答した介護事業者を集計対象とした。

指定申請等における法人の対応状況については、「法人が全ての申請書類を作成している」が最も多く54.0%、「事業所が全ての申請書類を作成している」は23.7%であった。

図表 16 問1(10)指定申請等における法人の対応状況(SA)

		件数	法人が全ての申請書類を作成している	申請書類作成を分担して法人と事業所で行っている	事業所が全ての申請書類を作成している	その他	無回答
合計	件数 割合	668	361 54.0%	140 21.0%	158 23.7%	9 1.3%	0 0.0%

(2) 指定に関する申請・届出におけるローカルルールについて

変更届出の提出のタイミングで経験したことがあるローカルルールについては、「法人の役員交代時に変更届の提出が求められる」が最も多く 44.3%、次いで「管理者以外の有資格者の入れ替わり時にも変更届の提出が求められる」が 39.1%であった。

図表 17 問 2(1)変更届出の提出のタイミングで経験したことがあるローカルルール(MA)

	件数	1年以内の変更が求められる場合のみならず、職数が	管理者以外の有資格者の入れ替わり時にも変更届の提出が求められる	が旧使用者の継続にかかわらず、姓の変更(或いは旧使用者の同一人物であっても、姓の変更)の提出が求められる	法人の役員交代時に変更届の提出が求められる	その他	無回答
合計	501	166 33.1%	196 39.1%	157 31.3%	222 44.3%	106 21.2%	0 0.0%

※図表 16 で「法人が全ての申請書類を作成している」または「申請書類作成を法人と事業所で分担している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

保管方法で経験したことがあるローカルルールについては、「運営指導時に書面での確認を求められる書類がある」が最も多く 60.7%、次いで「紙での保管を求められている」が 38.1%であった。

図表 18 問 2(2)保管方法で経験したことがあるローカルルール(MA)

	件数	紙での保管を求められている	独自の保管期限が設定されている	運営指導時に書面での確認がある	その他	無回答
合計	501	191 38.1%	114 22.8%	304 60.7%	85 17.0%	0 0.0%

※図表 16 で「法人が全ての申請書類を作成している」または「申請書類作成を法人と事業所で分担している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

指定基準の解釈で経験したことがあるローカルルールについては、「管理者の兼務の考え方について」が最も多く 54.1%、次いで「常勤換算の考え方について」が 44.7%であった。

図表 19 問 2(3)指定基準の解釈で経験したことがあるローカルルール(MA)

	件数	方管理 につい ての兼 務の考 え	つ常 勤換 算の 考 え 方 に つ い て	件生 活相 談員 の資 格要 求	設 備 基 準 に つ い て	そ の 他	無 回 答
合計	501	271 54.1%	224 44.7%	108 21.6%	126 25.2%	110 22.0%	0 0.0%

※図表 16 で「法人が全ての申請書類を作成している」または「申請書類作成を法人と事業所で分担している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

図表 20 問 2(3)指定基準の解釈で経験したことがあるローカルルール「その他」の内容

- ▶ 職員の配置基準や、具体的なサービス提供時間の設定方法。
- ▶ 人員配置基準上の休憩時間についての解釈。
- ▶ 通所系サービスにおける一部利用者の外出時における屋内の人員配置基準上の解釈。
- ▶ 人員基準を超えて配置している職員が複数の事業所を兼務している場合において、その者が事業所の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に登場しない月があると、毎回異動辞令を発行するとともに、組織図も変更する必要がある。
- ▶ 管理者が介護職員を兼ねる場合、それを常勤専従とするのか、常勤兼務とするのかで、所轄部署により違うケースがあった。
- ▶ 月単位の変形労働制をとる従事者の勤務時間を「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に入力する際に、1日あたり8時間を超える部分は入力しないよう指示を受けたことがある。
- ▶ 通所介護の算定区分(5~6時間など)について、下限時間から30分を越えないとその区分での請求は認めない、と指導された経験がある(5時間30分の提供時間でないと5~6時間で請求できない)。
- ▶ 通所介護等における所要時間の取り扱いについて「当日の利用者の心身の状況により、実際の通所介護等の提供が、やむを得ず短くなった場合には、計画上の単位数を算定しても差し支えない」(事務連絡令和6年1月12日)とあるが、ある都道府県では「サービス提供時間が、利用者の心身の状況等から当初の通所介護に位置付けられた時間よりも短縮した場合に、変更後の所要時間に応じた算定区分で所定単位数を算定すること」また、「緊急やむを得ない場合における併設医療機関(他の医療機関を含む)の受診により通所サービスの利用を中止した場合は、通所サービスについては変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない」とされている。
- ▶ 同一建物減算の解釈。
- ▶ 訪問系サービスの相談室について、椅子と机以外置いてはいけない、エレベーターのない建物の二階以上に設置してはいけない等の指導を受けたことがある。
- ▶ 訪問系サービスにおいて、設備基準における相談室と認めるかどうかの判断が自治体ごとに揺れている。衝立で良いところもあれば、床から天井まで隔絶していなければならないという自治体もある。
- ▶ 防火設備や消防設備に関する基準。
- ▶ 同一建物内で通所介護と総合事業(通所型サービス)を運営する場合の、定員の考え方(合わせてカウントしていいのか、分けてそれぞれで人員配置が必要なのか)。

※図表 19 で「その他」と回答した介護事業者の自由回答のうち、法令に照らしてローカルルールといえるものを抜粋。

添付書類で経験したことがあるローカルルールについては、「独自の様式による書類作成を求められる」が 50.9%、「独自の添付書類を求められる」が 40.3%であった。

図表 21 問 2(4)添付書類で経験したことがあるローカルルール(MA)

		件数	類独自作成の様式を求められる書	め独自の添付書類を求め	その他	無回答
合計	件数 割合	501	255 50.9%	202 40.3%	144 28.7%	0 0.0%

※図表 16 で「法人が全ての申請書類を作成している」または「申請書類作成を法人と事業所で分担している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

図表 22 問 2(4)添付書類で経験したことがあるローカルルール「その他」の内容

- ▶ 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について、同じ自治体で書式を指定する担当者もいれば、指定しない担当者もいる。
- ▶ 使用している勤怠システムには「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を自動で作成する機能が備わっているものの、提出時には自治体指定の様式への変更を求められる場合がある。
- ▶ 平面図の提出において、写真を添付する際に、どの部分からの写真を図上に明示するように指示を受けた。
- ▶ 平面図と合わせて提出する写真について、ある自治体からは写し方などの細かな指導があった。
- ▶ 添付書類について、申請先の都道府県と市町村で異なる様式による提出を求められる。

※図表 21 で「その他」と回答した介護事業者の自由回答のうち、法令に照らしてローカルルールといえるものを抜粋。

指定に関する申請・届出様式における具体の記載方法において、自治体間で異なる指示を受けた経験の有無については、「ない」が 92.0%であった。

図表 23 問 2(5)指定に関する申請・届出様式における具体の記載方法において、自治体間で異なる指示を受けた経験の有無(SA)

		件数	ある	ない	無回答
合計	件数 割合	501	40 8.0%	461 92.0%	0 0.0%

※図表 16 で「法人が全ての申請書類を作成している」または「申請書類作成を法人と事業所で分担している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

図表 24 問 2(5)指定に関する申請・届出様式における具体の記載方法において、自治体間で異なる指示を受けた経験の具体

- ▶ 事業所住所の丁目は漢数字、番地はアラビア数字で記載するよう指導を受けた。
- ▶ 第一号訪問事業のサービス提供責任者／訪問事業責任者について、書面上での表現方法が自治体によって異なる。
- ▶ 同じ書類を都道府県と市町村それぞれに提出する場合に、市町村側でのみ細かく修正と再提出を求められた。
- ▶ 事前相談時に不要と言われた項目について、本申請時に担当者が変わると記載が必要になった。

※図表 24 で「ある」と回答した介護事業者の自由回答のうち、法令に照らしてローカルルールといえるものを抜粋。

申請届出書類の差替えで初回の提出とは異なる提出方法を指定された経験の有無については、「ない」が 90.0%であった。

図表 25 問 2(6)申請届出書類の差替えで初回の提出とは異なる提出方法を指定された経験の有無(SA)

		件数	ある	ない	無回答
合計	件数	501	50	451	0
	割合	100.0%	10.0%	90.0%	0.0%

※図表 16 で「法人が全ての申請書類を作成している」または「申請書類作成を法人と事業所で分担している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

図表 26 問 2(6)申請届出書類の差替えで初回の提出とは異なる提出方法を指定された経験の具体

- ▶ 初回提出時は専用システムを通じて提出したが、修正後再提出時にはメール添付を指示された。
- ▶ 初回は郵送あるいは窓口提出が必要な場合でも、不備の訂正時は FAX やメールによる提出を認められた。

※図表 25 で「ある」と回答した介護事業者の自由回答のうち、法令に照らしてローカルルールといえるものを抜粋。

上記のほかに経験した申請届出時のローカルルールに関する回答は以下のとおり。

図表 27 問 2(7)その他に経験したことのあるローカルルール

- ▶ 新規指定申請の申請締切について市町村と都道府県の認識に相違があり、県側の解釈に統一された。
- ▶ 軽度者に対する福祉用具貸与のための確認申請について、地域でばらつきがある。
- ▶ 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントにおいて、自治体独自のアセスメントシートの利用を指定される。
- ▶ 居宅サービス計画書第 6 表(サービス利用票)に署名、印鑑が必要と指示を受ける。
- ▶ 身体拘束の是非に関して、ヘッドギアは身体拘束となるかどうかという線引き。ヘッドギアをしていること自体が身体拘束に当たるため手続きを踏む必要があると判断する自治体もある。

※介護事業者の自由回答のうち、法令に照らしてローカルルールといえるものを抜粋。

(3) 令和 6 年度介護報酬改定以降の新設加算の届出に関するローカルルールについて

1) 介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算の算定のための届出有無については、「ある」が 68.6%であった。

図表 28 問 3-1(1)介護職員等処遇改善加算の算定のための届出有無(SA)

		件数	ある	ない	無回答
合計	件数 割合	668 100.0%	458 68.6%	210 31.4%	0 0.0%

処遇改善計画書の内容に変更が生じた場合に提出する「変更に係る届出書」の提出が求められるタイミングにおいて、「ローカルルールを経験したことはない」が 78.2%であった。経験したことのあ
るローカルルールについては「独自に変更届出の期日が設定されている」が 13.8%であった。

図表 29 問 3-1(2)処遇改善計画書の内容に変更が生じた場合に提出する「変更に係る届出書」の提出が求められるタイミングで経験したことのあ
るローカルルール(MA)

		件数	日 独 自 に 設 定 さ れ て 出 る 期	定 要 な 項 目 に お け る 独 自 に 設 定	そ の 他	験 し た こ と は な い	無 回 答
合計	件数 割合	458	63 13.8%	37 8.1%	12 2.6%	358 78.2%	0 0.0%

※図表 28 で「介護職員等処遇改善加算の算定のための届出をしたことがある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

算定要件の解釈において、「ローカルルールを経験したことはない」が 90.0%であった。経験したことがあるローカルルールについては「月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）について」と「キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）について」が 3.3%であった。

図表 30 問 3-1(3)算定要件の解釈で経験したことがあるローカルルール(MA)

	件数	月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）について	月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）について	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）について	キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）について	キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）について	キャリアパス要件Ⅳ（改善後の月額賃金要件）について	キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士の配置要件）について	職場環境等要件について	その他	ローカルルールを経験したことはない	無回答
合計	458	15 3.3%	11 2.4%	14 3.1%	15 3.3%	7 1.5%	2 0.4%	2 0.4%	14 3.1%	10 2.2%	412 90.0%	0 0.0%

※図表 28 で「介護職員等処遇改善加算の算定のための届出をしたことがある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

国が示す標準ルールに追加で提出必須とされている添付書類の有無については、「ない」が 94.8%であった。

図表 31 問 3-1(4)添付書類で例示以外に提出必須とされている文書の有無(SA)

	件数	ない	ある	無回答
合計	458	434 100.0%	24 5.2%	0 0.0%

※図表 28 で「介護職員等処遇改善加算の算定のための届出をしたことがある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

上記のほか、処遇改善加算の算定に関して経験したローカルルールに関する回答は以下のとおり。

図表 32 処遇改善加算の算定に関して経験したローカルルールの具体

- ▶ 処遇改善計画書の提出時に、加算算定のエビデンス資料の提出も求められた。
- ▶ 処遇改善計画書の提出時に、都道府県独自様式の計画書を追加で提出する必要がある。
- ▶ 実績報告時に、賃金改善確認書（賃金改善を確認したことを示す従事者の署名一覧）の提出が必須となっている。
- ▶ 実績報告にあたり具体的に一人当たりの詳細を記載する必要がある。〇〇手当、月〇〇円と全て具体的に記入しなければいけなかった。

※介護事業者の自由回答のうち、法令に照らしてローカルルールといえるものを抜粋。

2) 生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算のための届出の有無については、「ない」が93.3%であった。

図表 33 問3-2(1)生産性向上推進体制加算のための届出の有無(SA)

		件数	進ある 体制 加算 (I 上 推)	進ある 体制 加算 (II 上 推)	ない	無 回 答
合計	件数 割合	668 100.0%	16 2.4%	29 4.3%	623 93.3%	0 0.0%

算定要件の解釈において、「ローカルルールを経験したことはない」が最も多く84.4%であった。経験したことがあるローカルルールについては、「委員会における安全対策の検討および取組状況の定期的な確認について」と「生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について」が4.4%であった。

図表 34 問3-2(2)算定要件の解釈で経験したことがあるローカルルール(MA)

		件数	介護 機器 について	職員の 業務 分担 の明 確化 等による 業務 の効率 化および ケアの 質の確 保並び に職員 の負担 軽減につ いて	委員 会にお ける安 全対策 の検討 および 取組状 況の定 期 的な確 認につ いて	生産 性向上 の取組 に関する 実績デ ータの 厚生 労働省 への 報告 につ いて	生産 性向上 の取組 による 業務の 効率化 および ケアの 質の確 保並び に職員 の負担 軽減に 関する 成果が あるこ と	議事 概要に ついて	その 他	ロー カル ルール を経験 したこ とはな い	無 回 答
合計	件数 割合	45	1 2.2%	1 2.2%	2 4.4%	2 4.4%	0 0.0%	1 2.2%	0 0.0%	38 84.4%	0 0.0%

※図表 33 で「生産性向上推進体制加算の算定のための届出をしたことがある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

添付書類について追加で提出必須とされている文書の有無については、「ない」が 97.8%であった。

図表 35 問 3-2(3)添付書類について追加で提出必須とされている文書の有無(SA)

		件数	ない	ある	無回答
合計	件数	45	44	1	0
	割合	100.0%	97.8%	2.2%	0.0%

※図表 33 で「生産性向上推進体制加算の算定のための届出をしたことがある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

(4) 老人福祉法上の申請届出の提出方法について

老人福祉法上の申請届出の実施有無については、「ない」が86.5%であった。

図表 36 問 4(1)老人福祉法上の申請届出の実施有無(SA)

		件数	ある	ない	無回答
合計	件数割合	668	90	578	0
			100.0%	13.5%	86.5%
					0.0%

老人福祉法上の申請届出の提出先(自治体数)については、「1 自治体」が96.7%と最も多かった。平均は1.03 自治体であった。

図表 37 問 4(2)-2 老人福祉法上の申請届出の提出先 自治体数(NU)

	件数	1自治体	2～3自治体	4～5自治体	6～10自治体	11自治体以上	無回答	平均(自治体)	標準偏差	中央値
合計	件数割合	90	87	3	0	0	0	1.03	0.18	1.00
		100.0%	96.7%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%			

※図表 36 で「老人福祉法上の申請届出をしたことがある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

老人福祉法上の申請届出の提出方法として経験したことのあるものについては、「紙媒体の郵送」が最も多く70.0%、次いで「持参」が45.6%であった。

図表 38 問 4(3)老人福祉法上の申請届出の提出方法として経験したことのあるもの(MA)

	件数	電子申請・届出システム	電子メール	紙媒体の郵送	持参	その他	無回答
合計	件数割合	90	27	19	63	41	0
			30.0%	21.1%	70.0%	45.6%	0.0%
							0.0%

※図表 36 で「老人福祉法上の申請届出をしたことがある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

老人福祉法上の申請届出書類の差し替え時の提出方法については、「紙媒体の郵送」が最も多く67.8%、次いで「持参」が37.8%であった。

図表 39 問 4(4)老人福祉法上の申請届出書類の差し替え時の提出方法(MA)

		件数	電子申請・届出システム	電子メール	紙媒体の郵送	持参	その他	無回答
合計	件数 割合	90	18 20.0%	30 33.3%	61 67.8%	34 37.8%	6 6.7%	0 0.0%

※図表 36 で「老人福祉法上の申請届出をしたことがある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

(5) 電子申請届出システムの利用状況と業務効率化のポイントについて

電子申請届出システムの利用を開始した時期については、「まだ利用を開始していない」が最も多く44.8%であった。令和5年度が9.8%、令和6年度が16.3%、令和7年度が11.0%であった。

図表 40 問 5(1)電子申請届出システムの利用を開始した時期(SA)

	件数	令和5年度以前	令和5年4月～6月	令和5年7月～9月	令和5年10月～11月	令和6年1月～3月	令和6年4月～6月	令和6年7月～9月	
合計	668	120	20	9	13	24	40	15	
	割合	100.0%	18.0%	3.0%	1.3%	1.9%	3.6%	6.0%	2.2%
	件数	2令和6年10月～1	令和7年1月～3月	令和7年4月～6月	令和7年7月～9月	令和7年10月以降	まだ利用を開始していない	無回答	
合計	668	24	30	37	15	22	299	0	
	割合	100.0%	3.6%	4.5%	5.5%	2.2%	3.3%	44.8%	0.0%

指定権者からの電子申請届出システムに関する連絡や案内の有無については、「メールで連絡があった」が最も多く40.6%、次いで「不明」が29.2%であった。

図表 41 問 5(2)指定権者からの電子申請届出システムに関する連絡や案内の有無(MA)

	件数	郵送された(チラシ等)が	たメールで連絡があった	電話で連絡があった	明申請窓口に口頭で説明された	た申請窓口で資料(チラシ等)が配布された	不明	連絡は受けていない	その他	無回答
合計	668	145	271	14	24	21	195	73	33	0
	割合	21.7%	40.6%	2.1%	3.6%	3.1%	29.2%	10.9%	4.9%	0.0%

電子申請届出システムを現時点で利用開始できていない理由については、「利用開始するための準備事項や流れを理解しきれていないため」が最も多く36.8%、次いで「自治体のシステム利用開始後、今までに申請届出の機会が無いため」が27.4%であった。

図表 42 問 5(3)電子申請届出システムを現時点で利用開始できていない理由(MA)

	件数	申請先の自治体がまだ利用開始していないため	や流れを理解しきれていない準備事項	してIDの取得に時間を要しているため	間が取れないための準備の時間	いた環境が整備されていないため	操作方法が分からないため	るセキュリティ面での不安があるため	が後、今までのシステム利用の機会が無い	その他	無回答
合計	299	35	110	15	65	21	69	17	82	27	0
	割合	11.7%	36.8%	5.0%	21.7%	7.0%	23.1%	5.7%	27.4%	9.0%	0.0%

※図表 40 で電子申請届出システムについて「まだ利用を開始していない」と回答した介護事業者を集計対象とした。

電子申請届出システムの利用開始以前における申請届出の方法について、新規指定申請においては「持参」が最も多く 56.6%、次いで「紙媒体の郵送」が 40.7%であった。新規指定申請以外の申請届出は全て「紙媒体の郵送」が最も多く、変更届出は 54.2%、更新申請は 49.9%であった。

図表 43 問 5(4)電子申請届出システムの利用開始以前における申請届出の方法(MA)

		件数	持参	紙媒体の郵送	電子媒体の郵送	電子メール	Webシステム「電子申請届出システム」を除く	その他	いなし（実施していない）	無回答
①新規指定申請	件数 割合	369	209 56.6%	150 40.7%	6 1.6%	38 10.3%	10 2.7%	0 0.0%	35 9.5%	0 0.0%
②変更届出	件数 割合	369	144 39.0%	200 54.2%	9 2.4%	66 17.9%	17 4.6%	1 0.3%	30 8.1%	0 0.0%
③更新申請	件数 割合	369	141 38.2%	184 49.9%	8 2.2%	50 13.6%	9 2.4%	1 0.3%	58 15.7%	0 0.0%
④加算に関する届出	件数 割合	369	129 35.0%	182 49.3%	11 3.0%	74 20.1%	24 6.5%	1 0.3%	40 10.8%	0 0.0%
⑤老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	件数 割合	369	78 21.1%	118 32.0%	7 1.9%	30 8.1%	4 1.1%	0 0.0%	181 49.1%	0 0.0%
⑥その他（再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等）	件数 割合	369	72 19.5%	118 32.0%	5 1.4%	26 7.0%	4 1.1%	0 0.0%	185 50.1%	0 0.0%

※図表 40 で電子申請届出システムについて「利用を開始している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

電子申請届出システムの利用状況については、全ての申請届出において「システムを利用したことはない」と回答した割合が高かった。一方で、「システムを利用したことがある」と回答した割合は、加算に関する届出が 43.6%、変更届出は 35.8%であった。

図表 44 問 5(5)電子申請届出システムの利用状況(SA)

		件数	システムを利用した	システムを利用しない	無回答
①新規指定申請	件数 割合	369	46 12.5%	323 87.5%	0 0.0%
②変更届出	件数 割合	369	132 35.8%	237 64.2%	0 0.0%
③更新申請	件数 割合	369	103 27.9%	266 72.1%	0 0.0%
④加算に関する届出	件数 割合	369	161 43.6%	208 56.4%	0 0.0%
⑤老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	件数 割合	369	39 10.6%	330 89.4%	0 0.0%
⑥その他（再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等）	件数 割合	369	32 8.7%	337 91.3%	0 0.0%

※図表 40 で電子申請届出システムについて「利用を開始している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

申請届出の一部種類においてシステムを利用したことがない理由については、「該当する申請届出を行う機会がなかったため」が最も多く70.2%、次いで「添付書類や入力事項が多く複雑のため」が12.8%であった。

図表 45 問 5(6)申請届出の一部種類においてシステムを利用したことがない理由(MA)

	件数	該当する申請届出を行う機会がなかったため	申請先が自治体に対応していないため	申請先からの提出を求められなかったため	システムのエラーにより申請できなかったため	登録情報提供サービスを利用していないため	添付書類や入力事項が多く複雑のため	事業所にて書類を作成していないため	その他	無回答
合計	359	252 70.2%	28 7.8%	35 9.7%	5 1.4%	2 0.6%	46 12.8%	9 2.5%	31 8.6%	0 0.0%

※図表 44 でいずれかの申請届出において「システムを利用したことがない」と回答した介護事業者を集計対象とした。

システム利用開始後も申請届出時に郵送、窓口対応が必要になったかの有無については、「ない」が67.5%であった。

図表 46 問 5(7)システム利用開始後も申請届出時に郵送、窓口対応等が必要となった経験の有無(SA)

	件数	ある	ない	無回答
合計	369	120 32.5%	249 67.5%	0 0.0%

※図表 40 で電子申請届出システムについて「利用を開始している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

郵送、窓口対応が必要になった理由については、「紙で提出が必要な添付書類があるため」が最も多く45.8%、次いで「申請届出内容の確認のため」と「自治体が窓口・郵送を求めたため」が32.5%であった。

図表 47 問 5(8)郵送、窓口対応が必要になった理由(MA)

	件数	押印のため	手数料支払いのため	申請届出内容の確認のため	通知書の受け取りのため	紙で提出が必要な添付書類があるため	自治体が窓口・郵送を求めたため	その他	無回答
合計	120	19 15.8%	7 5.8%	35 29.2%	9 7.5%	55 45.8%	39 32.5%	16 13.3%	0 0.0%

※図表 46 で「システム利用開始後も申請届出時に郵送、窓口対応等が必要となった経験がある」と回答した介護事業者を集計対象とした。

実際にシステムを利用して申請届出を行った件数について、「変更届出」が最も多く、平均は 1.58 件であった。次いで「加算に関する届出」が 0.88 件であった。

図表 48 問 5(10)実際にシステムを利用して申請届出を行った件数(NU)

		件数	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	7 件	8 件	9 件	10 件以上	無回答	平均 (件)	標準偏差	中央値
新規指定申請	件数	369	348	14	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.24	2.58	0.00
	割合	100.0%	94.3%	3.8%	1.4%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
変更届出	件数	369	266	44	45	5	6	2	1	0	0	0	0	0	1.58	11.97	0.00
	割合	100.0%	72.1%	11.9%	12.2%	1.4%	1.6%	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
更新申請	件数	369	301	44	20	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0.56	3.59	0.00
	割合	100.0%	81.6%	11.9%	5.4%	0.5%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
加算に関する届出	件数	369	247	57	55	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0.88	2.28	0.00
	割合	100.0%	66.9%	15.4%	14.9%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	件数	369	350	9	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.15	0.94	0.00
	割合	100.0%	94.9%	2.4%	2.2%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)	件数	369	355	9	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.08	0.64	0.00
	割合	100.0%	96.2%	2.4%	1.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			

※図表 40 で電子申請届出システムについて「利用を開始している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

電子申請届出システムについて過去に自治体へ問合せしたことがあるかについては、「問い合わせしていない」が最も多く 57.5%であった。問合せ内容としては、「電子申請届出システムへのアクセス・ログイン方法に関して(URLやGビズIDの取得)問い合わせた」が最も多く 15.7%、次いで「申請届出内容に関して(入力すべき内容やアップロードすべき添付資料に不明点がある)問い合わせた」が最も多く 15.2%であった。

図表 49 問 5(11)電子申請届出システムについて過去に自治体へ問合せしたことがあるか(MA)

	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
合計	件数	369	49	58	47	56	31	6	6	212	23	3	0					
	割合	100.0%	13.3%	15.7%	12.7%	15.2%	8.4%	1.6%	1.6%	57.5%	6.2%	0.8%	0.0%					

※図表 40 で電子申請届出システムについて「利用を開始している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況について、「負担は大きかった」もしくは「どちらかと言えば負担は大きかったと思う」と回答した介護事業者は 33.1%であった。「どちらとも言えない」は 23.8%であった。

図表 50 問 5(12)電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況(SA)

		件数	負担は大きかった	どちらかと言えば負担は大きかったと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば負担は小さかったと思う	負担は小さかった	わからない・把握していない	無回答
合計	件数 割合	668	96 14.4%	125 18.7%	159 23.8%	38 5.7%	21 3.1%	229 34.3%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況について、「軽減したと思う」もしくは「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した介護事業者は41.2%であった。「どちらとも言えない」は 25.5%であった。

図表 51 問 5(13)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況(SA)

		件数	軽減したと思う	どちらかと言えば軽減したと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば軽減したとは思われない	軽減したとは思わない	わからない・把握していない	無回答
合計	件数 割合	369	59 16.0%	93 25.2%	94 25.5%	6 1.6%	24 6.5%	93 25.2%	0 0.0%

※図表 40 で電子申請届出システムについて「利用を開始している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減したと感じる点については、「書類の提出」が最も多く 77.0%、次いで「様式／必要書類の確認」が 42.8%であった。

図表 52 問 5(14)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減したと感じる点(MA)

		件数	様式／必要書類の確認	必要書類の用意(準備)	様式付表の入力作成	書類の提出	申請届出の確認(ステップ)	申請届出結果の確認	過去の申請履歴の確認	その他	無回答
合計	件数 割合	152	65 42.8%	54 35.5%	58 38.2%	117 77.0%	42 27.6%	49 32.2%	31 20.4%	4 2.6%	0 0.0%

※図表 51 で電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況において、「軽減したと思う」または「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した介護事業者を集計対象とした。

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおいて便利になった点については、「提出のオンライン化」が最も多く 56.4%、次いで「書類のデータ入力簡素化」が 34.7%であった。

図表 53 問 5(15)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおいて便利になった点 (MA)

	件数	割合	提出のオンライン化	書類のデータ入力簡素化	指定権者の連絡先/案内メッセージの確認	データ入力時の便利機能(コピー、自動入力など)	書類の一括提出	申請届出状況の即時確認	複数人での申請届出状況確認	過去の申請履歴の検索	その他	無回答	
合計	369	27.1%	100	128	24	75	208	104	70	9	53	43	0
			27.1%	34.7%	6.5%	20.3%	56.4%	28.2%	19.0%	2.4%	14.4%	11.7%	0.0%

※図表 40 で電子申請届出システムについて「利用を開始している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

電子申請届出システムの利用開始後の業務が効率化されたと感じる点については、「郵送準備や持参の手間がなくなった」が最も多く 74.3%、次いで「申請状況の確認がしやすくなった」が 26.0%であった。

図表 54 問 5(16)電子申請届出システムの利用開始後の業務が効率化されたと感じる点(MA)

	件数	割合	郵送準備や持参の手間がなくなった	申請先の自治体毎に異なる申請様式添付書類を採す手間がなくなった	申請先の自治体毎に提出する添付書類を確認する手間がなくなった	書類の不備が減少した(記載ミスや添付漏れなど)	書類の作成・入力作業の時間が減少した	申請状況の確認がしやすくなった	申請先の自治体との連携がしやすくなった(差し戻しなど)	共有がしやすくなった	事業所や法人本部内部との情報共有がしやすくなった	他の職員への業務の引き継ぎがしやすくなった	指定権者の対応時間外でも申請ができるようになった	指定権者の管理がしやすくなった	過去の申請履歴の管理がしやすくなった	その他	無回答
合計	369	74.3%	274	72	50	58	92	96	39	18	14	83	43	41	0		
			74.3%	19.5%	13.6%	15.7%	24.9%	26.0%	10.6%	4.9%	3.8%	22.5%	11.7%	11.1%	0.0%		

※図表 40 で電子申請届出システムについて「利用を開始している」と回答した介護事業者を集計対象とした。

電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点については、「その他」が最も多く 60.0%、次いで「提出のオンライン化」が 26.7%であった。

図表 55 問 5(17)電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点(MA)

	件数	様式の全国共通化	書類のデータ入力簡素化	指定権者の確認	セーリングの連絡先/案内メッセージ	データ入力時の便利機能(プリンター、付表コピー、自動入力など)	提出のオンライン化	書類の一括提出	申請届出状況の即時確認	複数人での申請届出状況確認	過去の申請履歴の検索	その他	無回答
合計	30	3 10.0%	6 20.0%	2 6.7%	6 20.0%	8 26.7%	2 6.7%	2 6.7%	0 0.0%	1 3.3%	18 60.0%	0 0.0%	

※図表 51 で電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況において、「軽減したとは思わない」または「どちらかと言えば軽減したとは思わない」と回答した介護事業者を集計対象とした。

図表 56 問 5(17)電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点「その他」の内容

- ▶ システムの操作内容が複雑で理解が難しい。
- ▶ システムが不便というわけではないが、提出書類が多い点に変わりはない。
- ▶ G ビズ ID の取得やシステムへのログインに手間がかかる。

※図表 55 で「その他」と回答した介護事業者の自由回答のうち、主要なものを抜粋。

2.3 調査結果(クロス集計)

(1) 事業所数による分類

介護サービス事業における自治体への申請・届出の提供先については、事業所数が多いほど、いずれの選択肢においても割合が高い傾向がみられた。

図表 57 問 1(7)介護サービス事業における自治体への申請・届出の提供先×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数_事業所数(MA)

		全体	介護サービス担当	介護保険法上の施設	介護サービス担当	介護保険法上の居室	密着型介護サービスの地域	介護保険法上の居室	介護支援サービス担当	介護保険法上の居室	総合サービス担当	介護保険法上の居室	老人福祉法上のサービス	障害者総合支援法上のサービス	担当、他(消防関連等)	無回答
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全体	件数	668	209	387	205	292	282	82	167	94	0					
	割合		31.3%	57.9%	30.7%	43.7%	42.2%	12.3%	25.0%	14.1%	0.0%					
1事業所	件数	295	52	132	67	92	91	10	58	26	0					
	割合		17.6%	44.7%	22.7%	31.2%	30.8%	3.4%	19.7%	8.8%	0.0%					
2~3事業所	件数	240	71	150	69	102	111	28	66	38	0					
	割合		29.6%	62.5%	28.8%	42.5%	46.3%	11.7%	27.5%	15.8%	0.0%					
4~5事業所	件数	61	37	43	24	40	32	10	16	12	0					
	割合		60.7%	70.5%	39.3%	65.6%	52.5%	16.4%	26.2%	19.7%	0.0%					
6~10事業所	件数	47	32	39	29	38	30	21	13	9	0					
	割合		68.1%	83.0%	61.7%	80.9%	63.8%	44.7%	27.7%	19.1%	0.0%					
11事業所以上	件数	25	17	23	16	20	18	13	14	9	0					
	割合		68.0%	92.0%	64.0%	80.0%	72.0%	52.0%	56.0%	36.0%	0.0%					

厚生労働省が設置している、介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る「要望専用窓口」の認知有無については、事業所数が多いほど、「知っている」と回答した割合が高かった。

図表 58 問 1(8)厚生労働省が設置している、介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る「要望専用窓口」の認知有無×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数_事業所数(SA)

		全体	知っている	知らなかった	無回答
			件数	割合	件数
全体	件数	668	60	608	0
	割合	100.0%	9.0%	91.0%	0.0%
1事業所	件数	295	31	264	0
	割合	100.0%	10.5%	89.5%	0.0%
2~3事業所	件数	240	16	224	0
	割合	100.0%	6.7%	93.3%	0.0%
4~5事業所	件数	61	5	56	0
	割合	100.0%	8.2%	91.8%	0.0%
6~10事業所	件数	47	4	43	0
	割合	100.0%	8.5%	91.5%	0.0%
11事業所以上	件数	25	4	21	0
	割合	100.0%	16.0%	84.0%	0.0%

指定申請等における法人の対応状況については、事業所数が少ないほど、「法人が全ての申請書類を作成している」と回答した割合が高かった。

図表 59 問 1(10)指定申請等における法人の対応状況×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数 事業所数(SA)

		全体	法人が全ての申請書類を作成している	申請書類作成を法人と申請書所分担している	事業所が全ての申請書類を作成している	その他	無回答
全体	件数 割合	668 100.0%	361 54.0%	140 21.0%	158 23.7%	9 1.3%	0 0.0%
1事業所	件数 割合	295 100.0%	183 62.0%	26 8.8%	81 27.5%	5 1.7%	0 0.0%
2～3事業所	件数 割合	240 100.0%	125 52.1%	62 25.8%	51 21.3%	2 0.8%	0 0.0%
4～5事業所	件数 割合	61 100.0%	28 45.9%	18 29.5%	15 24.6%	0 0.0%	0 0.0%
6～10事業所	件数 割合	47 100.0%	17 36.2%	22 46.8%	7 14.9%	1 2.1%	0 0.0%
11事業所以上	件数 割合	25 100.0%	8 32.0%	12 48.0%	4 16.0%	1 4.0%	0 0.0%

変更届出の提出のタイミングで経験したことがあるローカルルールについては、「1年のうち一定の時期のみではなく、職員数の変更があった場合には都度変更届の提出が求められる」を除き、事業所数が多いほど、経験している割合が高い傾向がみられた。

図表 60 問 2(1)変更届出の提出のタイミングで経験したことがあるローカルルール×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数 事業所数(MA)

		全体	求の1年の変更がうち一定の時期には都度変更届の提出が求められる	管理届出外の有資格者の入れ替わり時にも変更届出の提出が求められる	管理旧者が同一の人物であるにもかかわらず、変更届の提出が求められる	法人の役員交代時に変更届の提出が求められる	その他	無回答
全体	件数 割合	501 100.0%	166 33.1%	196 39.1%	157 31.3%	222 44.3%	106 21.2%	0 0.0%
1事業所	件数 割合	209 100.0%	63 30.1%	70 33.5%	58 27.8%	72 34.5%	60 28.7%	0 0.0%
2～3事業所	件数 割合	187 100.0%	68 36.4%	79 42.2%	58 31.0%	93 49.7%	31 16.6%	0 0.0%
4～5事業所	件数 割合	46 100.0%	12 26.1%	17 37.0%	18 39.1%	28 60.9%	7 15.2%	0 0.0%
6～10事業所	件数 割合	39 100.0%	17 43.6%	19 48.7%	14 35.9%	16 41.0%	6 15.4%	0 0.0%
11事業所以上	件数 割合	20 100.0%	6 30.0%	11 55.0%	9 45.0%	13 65.0%	2 10.0%	0 0.0%

保管方法で経験したことがあるローカルルールについては、事業所数が多いほど、「運営指導時に書面での確認を求められる書類がある」と回答した割合が高い傾向がみられた。

図表 61 問 2(2)保管方法で経験したことがあるローカルルール×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数 事業所数(MA)

		全体	紙での保管を求めら	独自の保管期限が設	運営指導時に書面で	その他	無回答
全体	件数 割合	501	191 38.1%	114 22.8%	304 60.7%	85 17.0%	0 0.0%
1事業所	件数 割合	209	79 37.8%	38 18.2%	120 57.4%	42 20.1%	0 0.0%
2~3事業所	件数 割合	187	83 44.4%	52 27.8%	118 63.1%	23 12.3%	0 0.0%
4~5事業所	件数 割合	46	14 30.4%	12 26.1%	27 58.7%	9 19.6%	0 0.0%
6~10事業所	件数 割合	39	7 17.9%	6 15.4%	25 64.1%	8 20.5%	0 0.0%
11事業所以上	件数 割合	20	8 40.0%	6 30.0%	14 70.0%	3 15.0%	0 0.0%

指定基準の解釈で経験したことがあるローカルルールについては、事業所数が多いほど、「生活相談員の資格要件について」と回答した割合が高かった。

図表 62 問 2(3)指定基準の解釈で経験したことがあるローカルルール×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数 事業所数(MA)

		全体	方管理つ者の兼務の考え	つ常勤換算の考え方に	件生活相談員の資格要	設備基準について	その他	無回答
全体	件数 割合	501	271 54.1%	224 44.7%	108 21.6%	126 25.2%	110 22.0%	0 0.0%
1事業所	件数 割合	209	106 50.7%	84 40.2%	25 12.0%	47 22.5%	54 25.8%	0 0.0%
2~3事業所	件数 割合	187	112 59.9%	91 48.7%	47 25.1%	48 25.7%	34 18.2%	0 0.0%
4~5事業所	件数 割合	46	23 50.0%	22 47.8%	14 30.4%	15 32.6%	9 19.6%	0 0.0%
6~10事業所	件数 割合	39	18 46.2%	20 51.3%	12 30.8%	10 25.6%	8 20.5%	0 0.0%
11事業所以上	件数 割合	20	12 60.0%	7 35.0%	10 50.0%	6 30.0%	5 25.0%	0 0.0%

添付書類で経験したことがあるローカルルールについては、4～10 事業所において、「独自の様式による書類作成を求められる」と回答した割合が低く、約 3 割であった。一方で 1～3 事業所、11 事業所以上においては 5 割を超えていた。

図表 63 問 2(4)添付書類で経験したことがあるローカルルール×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数 事業所数(MA)

		全体	類独自作成の様式を求める書	め独自の添付書類を求	その他	無回答
全体	件数 割合	501	255 50.9%	202 40.3%	144 28.7%	0 0.0%
1事業所	件数 割合	209	107 51.2%	78 37.3%	62 29.7%	0 0.0%
2～3事業所	件数 割合	187	107 57.2%	74 39.6%	47 25.1%	0 0.0%
4～5事業所	件数 割合	46	14 30.4%	22 47.8%	15 32.6%	0 0.0%
6～10事業所	件数 割合	39	14 35.9%	15 38.5%	17 43.6%	0 0.0%
11事業所以上	件数 割合	20	13 65.0%	13 65.0%	3 15.0%	0 0.0%

指定に関する申請・届出様式における具体の記載方法において、自治体間で異なる指示を受けた経験の有無については、事業所数が多いほど、「ある」と回答した割合が高かった。11 事業所以上では 35.0%が自治体間で異なる指示を受けた経験していた。

図表 64 問 2(5)指定に関する申請・届出様式における具体の記載方法において、自治体間で異なる指示を受けた経験の有無×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数 事業所数(SA)

		全体	ある	ない	無回答
全体	件数 割合	501	40 8.0%	461 92.0%	0 0.0%
1事業所	件数 割合	209	13 6.2%	196 93.8%	0 0.0%
2～3事業所	件数 割合	187	13 7.0%	174 93.0%	0 0.0%
4～5事業所	件数 割合	46	4 8.7%	42 91.3%	0 0.0%
6～10事業所	件数 割合	39	3 7.7%	36 92.3%	0 0.0%
11事業所以上	件数 割合	20	7 35.0%	13 65.0%	0 0.0%

申請届出書類の差替えで初回の提出とは異なる提出方法を指定された経験の有無については、2事業所以上では、「ある」と回答した割合が1割を超えていた。

図表 65 問 2(6)申請届出書類の差替えで初回の提出とは異なる提出方法を指定された経験の有無×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数_事業所数(SA)

		全体	ある	ない	無回答
全体	件数	501	50	451	0
	割合	100.0%	10.0%	90.0%	0.0%
1事業所	件数	209	14	195	0
	割合	100.0%	6.7%	93.3%	0.0%
2～3事業所	件数	187	24	163	0
	割合	100.0%	12.8%	87.2%	0.0%
4～5事業所	件数	46	5	41	0
	割合	100.0%	10.9%	89.1%	0.0%
6～10事業所	件数	39	5	34	0
	割合	100.0%	12.8%	87.2%	0.0%
11事業所以上	件数	20	2	18	0
	割合	100.0%	10.0%	90.0%	0.0%

介護職員等処遇改善加算の算定のための届出有無については、事業所数が多いほど、「ある」と回答した割合が高かった。

図表 66 問 3-1(1)介護職員等処遇改善加算の算定のための届出有無×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数_事業所数(SA)

		全体	ある	ない	無回答
全体	件数	668	458	210	0
	割合	100.0%	68.6%	31.4%	0.0%
1事業所	件数	295	162	133	0
	割合	100.0%	54.9%	45.1%	0.0%
2～3事業所	件数	240	181	59	0
	割合	100.0%	75.4%	24.6%	0.0%
4～5事業所	件数	61	52	9	0
	割合	100.0%	85.2%	14.8%	0.0%
6～10事業所	件数	47	40	7	0
	割合	100.0%	85.1%	14.9%	0.0%
11事業所以上	件数	25	23	2	0
	割合	100.0%	92.0%	8.0%	0.0%

生産性向上推進体制加算のための届出の有無については、事業所数が多いほど、それぞれ「ある」と回答した割合が高かった。

図表 67 問 3-2(1)生産性向上推進体制加算のための届出の有無×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数 事業所数(SA)

		全体	進ある体制(生産性向上推進)	進ある体制(生産性向上推進)	ない	無回答
全体	件数 割合	668 100.0%	16 2.4%	29 4.3%	623 93.3%	0 0.0%
1事業所	件数 割合	295 100.0%	3 1.0%	4 1.4%	288 97.6%	0 0.0%
2~3事業所	件数 割合	240 100.0%	5 2.1%	6 2.5%	229 95.4%	0 0.0%
4~5事業所	件数 割合	61 100.0%	2 3.3%	6 9.8%	53 86.9%	0 0.0%
6~10事業所	件数 割合	47 100.0%	4 8.5%	6 12.8%	37 78.7%	0 0.0%
11事業所以上	件数 割合	25 100.0%	2 8.0%	7 28.0%	16 64.0%	0 0.0%

老人福祉法上の申請届出の実施有無については、事業所数が多いほど、「ある」と回答した割合が高かった。

図表 68 問 4(1)老人福祉法上の申請届出の実施有無×問 1(5)-2 運営するサービス種類および事業所数 事業所数(SA)

		全体	ある	ない	無回答
全体	件数 割合	668 100.0%	90 13.5%	578 86.5%	0 0.0%
1事業所	件数 割合	295 100.0%	20 6.8%	275 93.2%	0 0.0%
2~3事業所	件数 割合	240 100.0%	34 14.2%	206 85.8%	0 0.0%
4~5事業所	件数 割合	61 100.0%	12 19.7%	49 80.3%	0 0.0%
6~10事業所	件数 割合	47 100.0%	16 34.0%	31 66.0%	0 0.0%
11事業所以上	件数 割合	25 100.0%	8 32.0%	17 68.0%	0 0.0%

(2) 従業員規模による分類

電子申請届出システムの利用を開始した時期については、従業員数規模が小さいほど、「まだ利用を開始していない」と回答した割合が高かった。

図表 69 問 5(1)電子申請届出システムの利用を開始した時期×問 1(4)従業員数規模(SA)

		全体	令和5年度以前	令和5年4月～6月	令和5年7月～9月	令和5年10月～11月	令和6年1月～3月	令和6年4月～6月	令和6年7月～9月
全体	件数 割合	668 100.0%	120 18.0%	20 3.0%	9 1.3%	13 1.9%	24 3.6%	40 6.0%	15 2.2%
9人以下	件数 割合	228 100.0%	36 15.8%	8 3.5%	4 1.8%	5 2.2%	6 2.6%	5 2.2%	5 2.2%
10人以上99人以下	件数 割合	352 100.0%	66 18.8%	9 2.6%	4 1.1%	7 2.0%	13 3.7%	28 8.0%	6 1.7%
100人以上	件数 割合	88 100.0%	18 20.5%	3 3.4%	1 1.1%	1 1.1%	5 5.7%	7 8.0%	4 4.5%
		全体	令和6年10月～11月	令和7年1月～3月	令和7年4月～6月	令和7年7月～9月	令和7年10月以降	いまだに利用を開始して	無回答
全体	件数 割合	668 100.0%	24 3.6%	30 4.5%	37 5.5%	15 2.2%	22 3.3%	299 44.8%	0 0.0%
9人以下	件数 割合	228 100.0%	8 3.5%	11 4.8%	11 4.8%	4 1.8%	5 2.2%	120 52.6%	0 0.0%
10人以上99人以下	件数 割合	352 100.0%	11 3.1%	18 5.1%	21 6.0%	9 2.6%	14 4.0%	146 41.5%	0 0.0%
100人以上	件数 割合	88 100.0%	5 5.7%	1 1.1%	5 5.7%	2 2.3%	3 3.4%	33 37.5%	0 0.0%

電子申請届出システムを現時点で利用開始できていない理由については、従業員数規模が大きいほど、「利用開始するための準備事項や流れを理解しきれていないため」、「セキュリティ面での不安があるため」と回答した割合が高かった。一方で、従業員数規模が小さいほど、「GビズIDの取得に時間を要しているため」、「自治体のシステム利用開始後、今までに申請届出の機会が無い」と回答した割合が高かった。

図表 70 問 5(3)電子申請届出システムを現時点で利用開始できていない理由×問 1(4)従業員数規模(MA)

		全体	始申請していない自治体がまだ利用開	たや利用れ開を理するたきれた準備事項	しGビズIDの取得に時間を要	間利用開れ始するたための準備の時	いIC T環境が整備されていな	操作方法が分からないため	るセキュリティ面での不安があ	が後、今までのシステム申請届出の機会	自治体のシステム利用開始	その他	無回答
全体	件数 割合	299 100.0%	35 11.7%	110 36.8%	15 5.0%	65 21.7%	21 7.0%	69 23.1%	17 5.7%	82 27.4%	27 9.0%	0 0.0%	
9人以下	件数 割合	120 100.0%	15 12.5%	40 33.3%	10 8.3%	24 20.0%	13 10.8%	27 22.5%	5 4.2%	37 30.8%	10 8.3%	0 0.0%	
10人以上99人以下	件数 割合	146 100.0%	16 11.0%	54 37.0%	5 3.4%	34 23.3%	5 3.4%	36 24.7%	9 6.2%	37 25.3%	16 11.0%	0 0.0%	
100人以上	件数 割合	33 100.0%	4 12.1%	16 48.5%	0 0.0%	7 21.2%	3 9.1%	6 18.2%	3 9.1%	8 24.2%	1 3.0%	0 0.0%	

電子申請届出システムについて過去に自治体へ問合せしたことがあるかについては、従業員数規模が小さいほど、「問い合わせしていない」と回答した割合が高かった。問合せ内容としては、従業員数規模が大きいほど、「受付結果に関して(受付結果およびその理由はどのように確認できるか)問い合わせた」と回答した割合が高かった。また 9 人以下では「電子申請届出システムの利用開始状況に関して(開始しているか、紙での申請届出は可能か、システムを利用できない申請届出はあるか)問い合わせた」の回答が最も多かったが、10 人以上では「電子申請届出システムへのアクセス・ログイン方法に関して(URLやGビズIDの取得)問い合わせた」との回答が最も多かった。

図表 71 問 5(11)電子申請届出システムについて過去に自治体へ問合せしたことがあるか×問 1(4)従業員数規模(MA)

	件数 割合	全体	はか電子申請届出システムの利用開始状況に関して(開始しているか、紙での申請届出は可能か、システムを利用できない申請届出)	R電子申請届出システムへのアクセス・ログイン方法に関して(U	電子申請届出システムの操作方法に関して問い合わせた	申請届出内容に関して(入力すべき内容やアップロードすべき添	受付結果に関して(受付結果およびその理由はどのように確認で	手数料に関して(料金や徴収方法)問い合わせた	登記情報提供サービスの利用に関して問い合わせた	問い合わせしていない	不明	その他	無回答
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全体	369	49 13.3%	58 15.7%	47 12.7%	56 15.2%	31 8.4%	6 1.6%	6 1.6%	212 57.5%	23 6.2%	3 0.8%	0 0.0%	
9人以下	108	18 16.7%	16 14.8%	11 10.2%	16 14.8%	6 5.6%	1 0.9%	0 0.0%	67 62.0%	3 2.8%	1 0.9%	0 0.0%	
10人以上99人以下	206	24 11.7%	30 14.6%	29 14.1%	27 13.1%	17 8.3%	3 1.5%	4 1.9%	117 56.8%	19 9.2%	2 1.0%	0 0.0%	
100人以上	55	7 12.7%	12 21.8%	7 12.7%	13 23.6%	8 14.5%	2 3.6%	2 3.6%	28 50.9%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	

電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況について、いずれの従業員数規模においても「負担は大きかった」もしくは「どちらかと言えば負担は大きかったと思う」と回答した割合は 3 割前後であった。

図表 72 問 5(12)電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況×問 1(4)従業員数規模(SA)

	件数 割合	全体	負担は大きかった	どちらかと言えど負担は大きかったと思	どちらとも言えない	どちらかと言えど負担は小さかったと思	負担は小さかった	わからない・把握し	無回答
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全体	668	96 14.4%	125 18.7%	159 23.8%	38 5.7%	21 3.1%	229 34.3%	0 0.0%	
9人以下	228	34 14.9%	37 16.2%	51 22.4%	17 7.5%	3 1.3%	86 37.7%	0 0.0%	
10人以上99人以下	352	48 13.6%	76 21.6%	79 22.4%	14 4.0%	16 4.5%	119 33.8%	0 0.0%	
100人以上	88	14 15.9%	12 13.6%	29 33.0%	7 8.0%	2 2.3%	24 27.3%	0 0.0%	

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況について、従業員数規模が大きいほど、「軽減したと思う」もしくは「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した割合が高かった。

図表 73 問 5(13)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況×問 1(4)従業員数規模(SA)

		全体	軽減したと思う	減どちらかと思えば軽減	どちらとも言えない	減どちらかと思えばない軽減	軽減したとは思わな	てわからない・把握し	無回答
全体	件数 割合	369 100.0%	59 16.0%	93 25.2%	94 25.5%	6 1.6%	24 6.5%	93 25.2%	0 0.0%
9人以下	件数 割合	108 100.0%	18 16.7%	17 15.7%	31 28.7%	0 0.0%	10 9.3%	32 29.6%	0 0.0%
10人以上99人以下	件数 割合	206 100.0%	31 15.0%	58 28.2%	47 22.8%	5 2.4%	12 5.8%	53 25.7%	0 0.0%
100人以上	件数 割合	55 100.0%	10 18.2%	18 32.7%	16 29.1%	1 1.8%	2 3.6%	8 14.5%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減したと感じる点については、従業員数規模が大きいほど、「様式／必要書類の確認」、「申請届出の確認(ステータス)」、「申請届出結果の確認」と回答した割合が高かった。

図表 74 問 5(14)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減したと感じる点×問 1(4)従業員数規模(MA)

		全体	認様式／必要書類の確認	備必要書類の用意(準備)	様式付表の作成(データ入力)	書類の提出	申請届出の確認(ステータス)	申請届出結果の確認	過去の申請履歴の確認	その他	無回答
全体	件数 割合	152 100.0%	65 42.8%	54 35.5%	58 38.2%	117 77.0%	42 27.6%	49 32.2%	31 20.4%	4 2.6%	0 0.0%
9人以下	件数 割合	35 100.0%	8 22.9%	8 22.9%	13 37.1%	27 77.1%	6 17.1%	9 25.7%	6 17.1%	2 5.7%	0 0.0%
10人以上99人以下	件数 割合	89 100.0%	42 47.2%	36 40.4%	36 40.4%	65 73.0%	27 30.3%	30 33.7%	20 22.5%	0 0.0%	0 0.0%
100人以上	件数 割合	28 100.0%	15 53.6%	10 35.7%	9 32.1%	25 89.3%	9 32.1%	10 35.7%	5 17.9%	2 7.1%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおいて便利になった点については、「様式の全国共通化」と「書類の一括提出」を除き、従業員数規模が大きいほど、いずれの選択肢においても回答した割合が高い傾向がみられた。

図表 75 問 5(15)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおいて便利になった点×問 1(4)従業員数規模(MA)

		全体	様式の全国共通化	書類のデータ入力簡素化	指定権者の連絡先/案内メッセージの確認	データ入力時の便利機能(コピー、自動入力など)	提出のオンライン化	書類の一括提出	申請届出状況の即時確認	複数人での申請届出状況確認	過去の申請履歴の検索	その他	無回答
全体	件数 割合	369 100%	100 27.1%	128 34.7%	24 6.5%	75 20.3%	208 56.4%	104 28.2%	70 19.0%	9 2.4%	53 14.4%	43 11.7%	0 0.0%
9人以下	件数 割合	108 100%	24 22.2%	36 33.3%	3 2.8%	18 16.7%	57 52.8%	25 23.1%	15 13.9%	1 0.9%	12 11.1%	17 15.7%	0 0.0%
10人以上99人以下	件数 割合	206 100%	64 31.1%	71 34.5%	15 7.3%	45 21.8%	114 55.3%	63 30.6%	43 20.9%	4 1.9%	31 15.0%	21 10.2%	0 0.0%
100人以上	件数 割合	55 100%	12 21.8%	21 38.2%	6 10.9%	12 21.8%	37 67.3%	16 29.1%	12 21.8%	4 7.3%	10 18.2%	5 9.1%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の業務が効率化されたと感じる点については、「書類の不備が減少した(記載ミスや添付漏れなど)」、「指定権者の対応時間外でも申請ができるようになった」を除き、従業員数規模が大きいほど、いずれの選択肢においても回答した割合が高い傾向がみられた。

図表 76 問 5(16)電子申請届出システムの利用開始後の業務が効率化されたと感じる点×問 1(4)従業員数規模(MA)

		全体	郵送準備や持参の手間がなくなった	申請先自治体の書類を体毎に異なる申請先で提出する手間がなくなった	申請先自治体の書類を体毎に異なる申請先で提出する手間がなくなった	書類の不備が減少した(記載ミスや添付漏れなど)	書類の作成・入力作業の時間が減少した	申請状況の確認がしやすくなった	申請先自治体との連携がしやすくなった(差し戻しなど)	共有がしやすくなった(本部との情報共有)	他の職員への業務の引き継ぎがしやすくなった	指定権者の対応時間外でも申請できるようになった	過去の申請履歴の管理がしやすくなった	その他	無回答
全体	件数 割合	369 100%	274 74.3%	72 19.5%	50 13.6%	58 15.7%	92 24.9%	96 26.0%	39 10.6%	18 4.9%	14 3.8%	83 22.5%	43 11.7%	41 11.1%	0 0.0%
9人以下	件数 割合	108 100%	81 75.0%	16 14.8%	8 7.4%	16 14.8%	23 21.3%	24 22.2%	7 6.5%	1 0.9%	2 1.9%	26 24.1%	9 8.3%	13 12.0%	0 0.0%
10人以上99人以下	件数 割合	206 100%	150 72.8%	42 20.4%	33 16.0%	36 17.5%	54 26.2%	52 25.2%	24 11.7%	12 5.8%	10 4.9%	44 21.4%	28 13.6%	24 11.7%	0 0.0%
100人以上	件数 割合	55 100%	43 78.2%	14 25.5%	9 16.4%	6 10.9%	15 27.3%	20 36.4%	8 14.5%	5 9.1%	2 3.6%	13 23.6%	6 10.9%	4 7.3%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点については、「その他」を除き、いずれの従業員数規模においても「提出のオンライン化」と回答した割合が高かった。

図表 77 問 5(17)電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点×問 1(4)従業員数規模(MA)

		全体	様式の全国共通化	書類のデータ入力簡素化	指定権者の連絡先／案内メッセージの確認	データ入力時の便利機能(コピー、自動入力など)	提出のオンライン化	書類の一括提出	申請届出状況の即時確認	複数人での申請届出状況確認	過去の申請履歴の検索	その他	無回答
全体	件数 割合	30 100.0%	3 10.0%	6 20.0%	2 6.7%	6 20.0%	8 26.7%	2 6.7%	2 6.7%	0 0.0%	1 3.3%	18 60.0%	0 0.0%
9人以下	件数 割合	10 100.0%	2 20.0%	2 20.0%	0 0.0%	2 20.0%	3 30.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 60.0%	0 0.0%
10人以上99人以下	件数 割合	17 100.0%	1 5.9%	2 11.8%	1 5.9%	2 11.8%	2 11.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 58.8%	0 0.0%
100人以上	件数 割合	3 100.0%	0 0.0%	2 66.7%	1 33.3%	2 66.7%	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%

(3) 電子申請届出システムの利用を開始した時期による分類

電子申請届出システムについて過去に自治体へ問合せしたことがあるかについては、システムの利用を開始した時期が遅いほど、「問い合わせしていない」と回答した割合が高かった。システムの利用を開始した時期が早いほど、「電子申請届出システムの操作方法に関して問い合わせた」と回答した割合が高かった。

図表 78 問 5(11)電子申請届出システムについて過去に自治体へ問合せしたことがあるか×問 5(1)電子申請届出システムの利用を開始した時期(MA)

	全体	件数	割合	はか、紙での申請届出は可能か、システムを利用してできない申請届出	電子申請届出システムへのアクセス・ログイン方法に関して（URLやGビジネスIDの取得）問い合わせた	電子申請届出システムの操作方法に関して問い合わせた	付資料に不明点がある（入力すべき内容やアップロードすべき添	申請届出内容に関して（受付結果およびその理由はどのように確認できるか）問い合わせた	受付結果に関して（受付結果およびその理由はどのように確認できるか）問い合わせた	手数料に関して（料金や徴収方法）問い合わせた	登記情報提供サービスの利用に関して問い合わせた	問い合わせしていない	不明	その他	無回答								
																49	58	47	56	31	6	6	212
全体	369	49	13.3%	58	15.7%	47	12.7%	56	15.2%	31	8.4%	6	1.6%	6	1.6%	212	57.5%	23	6.2%	3	0.8%	0	0.0%
令和5年度以前	186	21	11.3%	29	15.6%	25	13.4%	27	14.5%	14	7.5%	3	1.6%	2	1.1%	105	56.5%	9	4.8%	2	1.1%	0	0.0%
令和6年度	109	17	15.6%	17	15.6%	14	12.8%	20	18.3%	11	10.1%	1	0.9%	3	2.8%	58	53.2%	10	9.2%	0	0.0%	0	0.0%
令和7年4月～9月	52	10	19.2%	10	19.2%	6	11.5%	7	13.5%	4	7.7%	2	3.8%	1	1.9%	32	61.5%	3	5.8%	1	1.9%	0	0.0%
令和7年10月以降	22	1	4.5%	2	9.1%	2	9.1%	2	9.1%	2	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	17	77.3%	1	4.5%	0	0.0%	0	0.0%

電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況について、いずれの時期においても「負担は大きかった」もしくは「どちらかと言えば負担は大きかったと思う」と回答した割合は4割前後であった。

図表 79 問 5(12)電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況×問 5(1)電子申請届出システムの利用を開始した時期(SA)

	全体	件数	割合	負担は大きかった	どちらかと言えど負担は大きかった	どちらとも言えない	どちらかと言えど負担は小さかった	負担は小さかった	わからない・把握し	無回答					
											668	96	125	159	38
全体	668	96	14.4%	125	18.7%	159	23.8%	38	5.7%	21	3.1%	229	34.3%	0	0.0%
令和5年度以前	186	25	13.4%	41	22.0%	50	26.9%	14	7.5%	9	4.8%	47	25.3%	0	0.0%
令和6年度	109	21	19.3%	25	22.9%	28	25.7%	12	11.0%	6	5.5%	17	15.6%	0	0.0%
令和7年4月～9月	52	11	21.2%	11	21.2%	14	26.9%	6	11.5%	1	1.9%	9	17.3%	0	0.0%
令和7年10月以降	22	3	13.6%	6	27.3%	7	31.8%	2	9.1%	0	0.0%	4	18.2%	0	0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況について、いずれの時期においても「軽減したと思う」もしくは「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した割合は4割前後であった。

図表 80 問 5(13)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況
×問 5(1)電子申請届出システムの利用を開始した時期(SA)

		全体	軽減したと思う	どちらかと思 う	どちらとも 言えない	どちらかと思 う	軽減したと思 わな	てわ から ない ・ 把 握 し	無 回 答
全体	件数 割合	369 100.0%	59 16.0%	93 25.2%	94 25.5%	6 1.6%	24 6.5%	93 25.2%	0 0.0%
令和5年度以前	件数 割合	186 100.0%	30 16.1%	45 24.2%	45 24.2%	3 1.6%	9 4.8%	54 29.0%	0 0.0%
令和6年度	件数 割合	109 100.0%	18 16.5%	28 25.7%	28 25.7%	1 0.9%	10 9.2%	24 22.0%	0 0.0%
令和7年4月～9月	件数 割合	52 100.0%	6 11.5%	17 32.7%	10 19.2%	2 3.8%	5 9.6%	12 23.1%	0 0.0%
令和7年10月以降	件数 割合	22 100.0%	5 22.7%	3 13.6%	11 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 13.6%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減したと感じる点については、システムの利用を開始した時期が早いほど、「様式付表の作成(データ入力)」と回答した割合が高かった。

図表 81 問 5(14)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減した
と感じる点×問 5(1)電子申請届出システムの利用を開始した時期(MA)

		全体	認 様 式 ／ 必 要 書 類 の 確	備 必 要 書 類 の 用 意 (準	(様 式 付 表 の 入 力 作 成	書 類 の 提 出	テ 申 請 届 出 の 確 認 (ス	申 請 届 出 結 果 の 確 認	認 過 去 の 申 請 履 歴 の 確	そ の 他	無 回 答
全体	件数 割合	152 100.0%	65 42.8%	54 35.5%	58 38.2%	117 77.0%	42 27.6%	49 32.2%	31 20.4%	4 2.6%	0 0.0%
令和5年度以前	件数 割合	75 100.0%	34 45.3%	23 30.7%	34 45.3%	58 77.3%	22 29.3%	23 30.7%	14 18.7%	2 2.7%	0 0.0%
令和6年度	件数 割合	46 100.0%	18 39.1%	19 41.3%	15 32.6%	36 78.3%	14 30.4%	15 32.6%	11 23.9%	0 0.0%	0 0.0%
令和7年4月～9月	件数 割合	23 100.0%	9 39.1%	9 39.1%	7 30.4%	19 82.6%	4 17.4%	8 34.8%	4 17.4%	2 8.7%	0 0.0%
令和7年10月以降	件数 割合	8 100.0%	4 50.0%	3 37.5%	2 25.0%	4 50.0%	2 25.0%	3 37.5%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点については、「その他」を除き、いずれの時期においても「書類のデータ入力簡素化」、「データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力など)」、「提出のオンライン化」と回答した割合が高かった。

図表 84 問 5(17)電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点×問 5(1)電子申請届出システムの利用を開始した時期(MA)

		全体	様式の全国共通化	書類のデータ入力簡素化	指定権者の連絡先／案内メッセージの確認	データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力など)	提出のオンライン化	書類の一括提出	申請届出状況の即時確認	複数人での申請届出状況確認	過去の申請履歴の検索	その他	無回答
全体	件数 割合	30 100%	3 10.0%	6 20.0%	2 6.7%	6 20.0%	8 26.7%	2 6.7%	2 6.7%	0 0.0%	1 3.3%	18 60.0%	0 0.0%
令和5年度以前	件数 割合	12 100%	1 8.3%	3 25.0%	1 8.3%	2 16.7%	3 25.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%	7 58.3%	0 0.0%
令和6年度	件数 割合	11 100%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 72.7%	0 0.0%
令和7年4月～9月	件数 割合	7 100%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	4 57.1%	3 42.9%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 42.9%	0 0.0%
令和7年10月以降	件数 割合	0 0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況について、変更届出では他の申請届出と比較して「負担は大きかった」もしくは「どちらかと言えば負担は大きかったと思う」と回答した割合が高く、5割を超えていた。一方で、新規指定申請においては他の申請届出と比較して「負担は大きかった」もしくは「どちらかと言えば負担は大きかったと思う」と回答した割合が低く、4割を下回っていた。

図表 86 問 5(12)電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況×問 5(5)電子申請届出システムの利用状況(SA)

		全体	負担は大きかった	どちらかと言えば負担は大きかったと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば負担は小さかったと思う	負担は小さかった	わからない・把握し	無回答
全体	件数 割合	668 100.0%	96 14.4%	125 18.7%	159 23.8%	38 5.7%	21 3.1%	229 34.3%	0 0.0%
新規指定申請	件数 割合	46 100.0%	7 15.2%	10 21.7%	14 30.4%	8 17.4%	4 8.7%	3 6.5%	0 0.0%
変更届出	件数 割合	132 100.0%	27 20.5%	41 31.1%	33 25.0%	15 11.4%	9 6.8%	7 5.3%	0 0.0%
更新申請	件数 割合	103 100.0%	19 18.4%	31 30.1%	28 27.2%	12 11.7%	8 7.8%	5 4.9%	0 0.0%
加算に関する届出	件数 割合	161 100.0%	30 18.6%	43 26.7%	45 28.0%	20 12.4%	10 6.2%	13 8.1%	0 0.0%
老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	件数 割合	39 100.0%	6 15.4%	11 28.2%	10 25.6%	4 10.3%	6 15.4%	2 5.1%	0 0.0%
その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)	件数 割合	32 100.0%	6 18.8%	9 28.1%	7 21.9%	2 6.3%	5 15.6%	3 9.4%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況について、新規指定申請では他の申請届出と比較して、「軽減したと思う」もしくは「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した割合が高く、約7割であった。

図表 87 問 5(13)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況×問 5(5)電子申請届出システムの利用状況(SA)

		全体	軽減したと思う	どちらかと言えば軽減したと思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば軽減したとは思われない	軽減したとは思われない	わからない・把握し	無回答
全体	件数 割合	369 100.0%	59 16.0%	93 25.2%	94 25.5%	6 1.6%	24 6.5%	93 25.2%	0 0.0%
新規指定申請	件数 割合	46 100.0%	14 30.4%	18 39.1%	10 21.7%	0 0.0%	2 4.3%	2 4.3%	0 0.0%
変更届出	件数 割合	132 100.0%	31 23.5%	52 39.4%	33 25.0%	3 2.3%	9 6.8%	4 3.0%	0 0.0%
更新申請	件数 割合	103 100.0%	23 22.3%	41 39.8%	25 24.3%	2 1.9%	8 7.8%	4 3.9%	0 0.0%
加算に関する届出	件数 割合	161 100.0%	33 20.5%	61 37.9%	42 26.1%	4 2.5%	11 6.8%	10 6.2%	0 0.0%
老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	件数 割合	39 100.0%	9 23.1%	16 41.0%	8 20.5%	0 0.0%	4 10.3%	2 5.1%	0 0.0%
その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)	件数 割合	32 100.0%	14 43.8%	7 21.9%	8 25.0%	0 0.0%	2 6.3%	1 3.1%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減したと感じる点については、新規指定申請において、他の申請届出と比較して「過去の申請履歴の確認」と回答した割合が高かった。また老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出とその他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)では他の申請届出と比較して「必要書類の用意(準備)」と回答した割合がやや高かった。

図表 88 問 5(14)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減したと感じる点×問 5(5)電子申請届出システムの利用状況(MA)

	全体	様式 ／ 必要書類の 確認	必要 書類の 用意 (準 備)	様式 付表の 作成 (デ ータ入 力)	書 類の 提出	テ ー タ ス の 確 認 (ス ケ ー ン)	申 請 届 出 結 果 の 確 認	認 過 去 の 申 請 履 歴 の 確 認	そ の 他	無 回 答
全体	152	65 42.8%	54 35.5%	58 38.2%	117 77.0%	42 27.6%	49 32.2%	31 20.4%	4 2.6%	0 0.0%
新規指定申請	32	12 37.5%	11 34.4%	16 50.0%	22 68.8%	7 21.9%	10 31.3%	11 34.4%	2 6.3%	0 0.0%
変更届出	83	35 42.2%	34 41.0%	31 37.3%	65 78.3%	22 26.5%	24 28.9%	18 21.7%	3 3.6%	0 0.0%
更新申請	64	27 42.2%	23 35.9%	28 43.8%	50 78.1%	19 29.7%	19 29.7%	15 23.4%	2 3.1%	0 0.0%
加算に関する届出	94	40 42.6%	34 36.2%	35 37.2%	77 81.9%	25 26.6%	28 29.8%	17 18.1%	2 2.1%	0 0.0%
老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	25	11 44.0%	11 44.0%	10 40.0%	19 76.0%	7 28.0%	8 32.0%	6 24.0%	1 4.0%	0 0.0%
その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)	21	6 28.6%	10 47.6%	11 52.4%	17 81.0%	6 28.6%	5 23.8%	6 28.6%	2 9.5%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおいて便利になった点については、その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)において、他の申請届出と比較して「書類のデータ入力簡素化」、「書類の一括提出」と回答した割合が高かった。また老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出では他の申請届出と比較して、「データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力など)」と回答した割合がやや高く、3割を超えていた。

図表 89 問 5(15)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおいて便利になった点×問 5(5)電子申請届出システムの利用状況(MA)

	全体	様式 の 全 国 共 通 化	書 類 の デ ー タ 入 力 簡 素 化	指 定 権 者 の 確 認 先 ／ 案 内 メ ッ ジ の 確 認	デ ー タ 入 力 時 の 便 利 機 能 (プ リ セ ッ ト 、 付 表 コ ピ ー 、 自 動 入 力 な ど)	提 出 の オ ン ラ イ ン 化	書 類 の 一 括 提 出	申 請 届 出 状 況 の 即 時 確 認	複 数 人 で の 申 請 届 出 状 況 確 認	過 去 の 申 請 履 歴 の 検 索	そ の 他	無 回 答
全体	369	100 27.1%	128 34.7%	24 6.5%	75 20.3%	208 56.4%	104 28.2%	70 19.0%	9 2.4%	53 14.4%	43 11.7%	0 0.0%
新規指定申請	46	9 19.6%	21 45.7%	5 10.9%	10 21.7%	26 56.5%	18 39.1%	13 28.3%	3 6.5%	10 21.7%	3 6.5%	0 0.0%
変更届出	132	33 25.0%	52 39.4%	10 7.6%	34 25.8%	89 67.4%	48 36.4%	33 25.0%	7 5.3%	25 18.9%	5 3.8%	0 0.0%
更新申請	103	25 24.3%	45 43.7%	9 8.7%	28 27.2%	63 61.2%	38 36.9%	29 28.2%	6 5.8%	17 16.5%	6 5.8%	0 0.0%
加算に関する届出	161	41 25.5%	66 41.0%	14 8.7%	37 23.0%	104 64.6%	56 34.8%	39 24.2%	8 5.0%	30 18.6%	8 5.0%	0 0.0%
老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	39	8 20.5%	18 46.2%	6 15.4%	12 30.8%	25 64.1%	12 30.8%	13 33.3%	2 5.1%	9 23.1%	1 2.6%	0 0.0%
その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)	32	9 28.1%	16 50.0%	4 12.5%	8 25.0%	19 59.4%	15 46.9%	8 25.0%	1 3.1%	6 18.8%	2 6.3%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の業務が効率化されたと感じる点については、その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)において、他の申請届出と比較して「書類の作成・入力作業の時間が減少した」、「申請状況の確認がしやすくなった」と回答した割合が高かった。また老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出では他の申請届出と比較して、「書類の不備が減少した(記載ミスや添付漏れなど)」と回答した割合がやや高く、3割を超えていた。

図表 90 問 5(16)電子申請届出システムの利用開始後の業務が効率化されたと感じる点×問 5(5)電子申請届出システムの利用状況(MA)

	全体	郵便準備や持参の手間がなくなった	申請先自治体毎に異なる申請書類を提出する手間がなくなった	申請先自治体毎に異なる申請書類を提出する手間がなくなった	書類の不備が減少した(記載ミスや添付漏れなど)	書類の作成・入力作業の時間が減少した	申請状況の確認がしやすくなった	申請先自治体との連携がしやすくなった(差し戻しなど)	共有がしやすくなった	事業所や法人本部との情報共有がしやすくなった	他の職員への業務の引き継ぎがしやすくなった	指定権者の対応時間外でも申請ができるようになった	過去の申請履歴の管理がしやすくなった	その他	無回答
全体	件数 369 割合 74.3%	274 19.5%	72 13.6%	50 15.7%	58 24.9%	92 26.0%	96 26.0%	39 10.6%	18 4.9%	14 3.8%	83 22.5%	43 11.7%	41 11.1%	0 0.0%	
新規指定申請	件数 46 割合 82.6%	38 26.1%	12 10.9%	5 10.9%	13 28.3%	16 34.8%	16 34.8%	6 13.0%	3 6.5%	2 4.3%	10 21.7%	5 10.9%	2 4.3%	0 0.0%	
変更届出	件数 132 割合 87.9%	116 21.2%	28 14.4%	19 14.4%	27 20.5%	42 31.8%	49 37.1%	21 15.9%	7 5.3%	8 6.1%	40 30.3%	18 13.6%	4 3.0%	0 0.0%	
更新申請	件数 103 割合 83.3%	86 22.3%	23 15.5%	16 15.5%	21 20.4%	33 32.0%	39 37.9%	18 17.5%	6 5.8%	8 7.8%	30 29.1%	10 9.7%	3 2.9%	0 0.0%	
加算に関する届出	件数 161 割合 83.9%	135 23.0%	37 14.3%	23 14.3%	31 19.3%	49 30.4%	54 33.5%	25 15.5%	11 6.8%	9 5.6%	49 30.4%	18 11.2%	6 3.7%	0 0.0%	
老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	件数 39 割合 87.2%	34 23.1%	9 15.4%	6 15.4%	12 30.8%	12 30.8%	15 38.5%	7 17.9%	3 7.7%	3 7.7%	12 30.8%	6 15.4%	1 2.6%	0 0.0%	
その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)	件数 32 割合 78.1%	25 21.9%	7 9.4%	3 9.4%	8 25.0%	16 50.0%	15 46.9%	5 15.6%	4 12.5%	3 9.4%	8 25.0%	4 12.5%	1 3.1%	0 0.0%	

電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点については、いずれの申請届出の種類においても「データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力など)」、「提出のオンライン化」と回答した割合が高かった。

図表 91 問 5(17)電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点×問 5(5)電子申請届出システムの利用状況(MA)

	全体	様式の全国共通化	書類のデータ入力簡素化	指定権者の連絡先/案内メッセージ	データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力)	提出のオンライン化	書類の一括提出	申請届出状況の即時確認	複数人での申請届出状況確認	過去の申請履歴の検索	その他	無回答
全体	件数 30 割合 10.0%	3 10.0%	6 20.0%	2 6.7%	6 20.0%	8 26.7%	2 6.7%	2 6.7%	0 0.0%	1 3.3%	18 60.0%	0 0.0%
新規指定申請	件数 2 割合 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
変更届出	件数 12 割合 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	1 8.3%	5 41.7%	2 16.7%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%	6 50.0%	0 0.0%
更新申請	件数 10 割合 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	2 20.0%	3 30.0%	3 30.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	1 10.0%	6 60.0%	0 0.0%
加算に関する届出	件数 15 割合 0.0%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	5 33.3%	4 26.7%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	1 6.7%	9 60.0%	0 0.0%
老人福祉法上の届出など、他法制度に基づく申請届出	件数 4 割合 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%
その他(再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等)	件数 2 割合 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%	0 0.0%

(5) 申請届出に占める電子申請届出システム利用割合による分類

電子申請届出システムについて過去に自治体へ問合せしたことがあるかについては、システム利用割合が 50%以上において「問い合わせしていない」を除き、「申請届出内容に関して(入力すべき内容やアップロードすべき添付資料に不明点がある)問い合わせた」と回答した割合が最も高く、次いで「電子申請届出システムへのアクセス・ログイン方法に関して(URLやGビズIDの取得)問い合わせた」であった。

図表 92 問 5(11)電子申請届出システムについて過去に自治体へ問合せしたことがあるか×問 5(10)の合計値/問 5(9)システム利用開始後の数値(MA)

		全体	はか、紙での申請届出は可能か(問い合わせた)	電子申請届出システムへのアクセス・ログイン方法に関して(問い合わせた)	電子申請届出システムの操作方法に関して問い合わせた	申請届出内容に関して(入力すべき内容やアップロードすべき添付資料に不明点がある)問い合わせた	受付結果に関して(受付結果およびその理由はどのように確認できた)問い合わせた	手数料に関して(料金や徴収方法)問い合わせた	登記情報提供サービスの利用に関して問い合わせた	問い合わせしていない	不明	その他	無回答
全体	件数 割合	196	34 17.3%	37 18.9%	33 16.8%	48 24.5%	25 12.8%	4 2.0%	3 1.5%	94 48.0%	9 4.6%	2 1.0%	0 0.0%
25%未満	件数 割合	2	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
25%以上50%未満	件数 割合	2	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50%以上75%未満	件数 割合	13	2 15.4%	3 23.1%	2 15.4%	4 30.8%	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	6 46.2%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%
75%以上	件数 割合	179	31 17.3%	33 18.4%	30 16.8%	44 24.6%	23 12.8%	4 2.2%	3 1.7%	85 47.5%	8 4.5%	1 0.6%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況について、システム利用割合が 50%以上において、申請届出に占めるシステム利用割合が高いほど「負担は大きかった」もしくは「どちらかと言えば負担は大きかったと思う」と回答した割合が高い傾向がみられた。

図表 93 問 5(12)電子申請届出システムの利用開始前の申請届出手続きにおける負担状況×問 5(10)の合計値/問 5(9)システム利用開始後の数値(SA)

		全体	負担は大きかった	どちらか大きかったと思ふ	どちらとも言えない	どちらの小さかったと思ふ	負担は小さかった	わからない・把握し	無回答
全体	件数 割合	196	40 20.4%	57 29.1%	50 25.5%	25 12.8%	13 6.6%	11 5.6%	0 0.0%
25%未満	件数 割合	2	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
25%以上50%未満	件数 割合	2	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50%以上75%未満	件数 割合	13	1 7.7%	4 30.8%	5 38.5%	2 15.4%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
75%以上	件数 割合	179	38 21.2%	53 29.6%	43 24.0%	23 12.8%	11 6.1%	11 6.1%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況について、システム利用割合が 50%以上において、「軽減したと思う」もしくは「どちらかと言えば軽減したと思う」と回答した割合は 6 割前後であった。

図表 94 問 5(13)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担の軽減状況
×問 5(10)の合計値/問 5(9)システム利用開始後の数値(SA)

		全体	軽減したと思う	どちらかと思う	どちらとも言えない	どちらかとも言わばない	軽減したとは思わな	わからない・把握し	無回答
全体	件数 割合	196 100.0%	41 20.9%	74 37.8%	50 25.5%	5 2.6%	19 9.7%	7 3.6%	0 0.0%
25%未満	件数 割合	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
25%以上50%未満	件数 割合	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50%以上75%未満	件数 割合	13 100.0%	2 15.4%	6 46.2%	4 30.8%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
75%以上	件数 割合	179 100.0%	38 21.2%	68 38.0%	43 24.0%	5 2.8%	18 10.1%	7 3.9%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減したと感じる点については、システム利用割合が 50%以上において、「書類の提出」と回答した割合が最も高かった。

図表 95 問 5(14)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおける負担が軽減した
と感じる点×問 5(10)の合計値/問 5(9)システム利用開始後の数値(MA)

		全体	様式／必要書類の確	備必要書類の用意(準)	(様式付表の作成)	書類の提出	申請届出の確認(ス	申請届出結果の確認	過去の申請履歴の確	その他	無回答
全体	件数 割合	115 100.0%	50 43.5%	41 35.7%	41 35.7%	92 80.0%	33 28.7%	38 33.0%	24 20.9%	3 2.6%	0 0.0%
25%未満	件数 割合	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
25%以上50%未満	件数 割合	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50%以上75%未満	件数 割合	8 100.0%	3 37.5%	2 25.0%	3 37.5%	8 100.0%	3 37.5%	4 50.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
75%以上	件数 割合	106 100.0%	46 43.4%	39 36.8%	37 34.9%	83 78.3%	30 28.3%	34 32.1%	23 21.7%	3 2.8%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおいて便利になった点については、いずれのシステム利用割合においても「提出のオンライン化」と回答した割合が最も高かった。

図表 96 問 5(15)電子申請届出システムの利用開始後の申請届出手続きにおいて便利になった点×問 5(10)の合計値/問 5(9)システム利用開始後の数値(MA)

		全体	様式の全国共通化	書類のデータ入力簡素化	指定権者の連絡先/案内メッセージの確認	データ入力時の便利機能(コピー、自動入力など)	提出のオンライン化	書類の一括提出	申請届出状況の即時確認	複数入での申請届出状況確認	過去の申請履歴の検索	その他	無回答
全体	件数 割合	196	55 28.1%	82 41.8%	14 7.1%	47 24.0%	128 65.3%	67 34.2%	48 24.5%	9 4.6%	34 17.3%	10 5.1%	0 0.0%
25%未満	件数 割合	2	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
25%以上50%未満	件数 割合	2	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
50%以上75%未満	件数 割合	13	3 23.1%	6 46.2%	2 15.4%	4 30.8%	10 76.9%	7 53.8%	4 30.8%	1 7.7%	3 23.1%	1 7.7%	0 0.0%
75%以上	件数 割合	179	52 29.1%	76 42.5%	12 6.7%	43 24.0%	116 64.8%	59 33.0%	43 24.0%	8 4.5%	31 17.3%	8 4.5%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後の業務が効率化されたと感じる点については、いずれのシステム利用割合においても「郵送準備や持参の手間がなくなった」と回答した割合が最も高かった。

図表 97 問 5(16)電子申請届出システムの利用開始後の業務が効率化されたと感じる点×問 5(10)の合計値/問 5(9)システム利用開始後の数値(MA)

		全体	郵送準備や持参の手間がなくなった	申請先の自治体毎に異なる申請書類を採らずに統一された	申請先を自治体毎に提出する手間がなくなる	書類の不備が減少した(記載ミスや添付漏れなど)	書類の作成・入力作業の時間が減少した	申請状況の確認がしやすくなった	申請先との連携がしやすくなった(差し戻しなど)	共有がしやすくなった(本部内部との情報共有)	他の職員への業務の引き継ぎがしやすくなった	指定権者の対応時間外でも申請ができるようになった	過去の申請履歴の管理がしやすくなった	その他	無回答
全体	件数 割合	196	166 84.7%	42 21.4%	27 13.8%	38 19.4%	59 30.1%	69 35.2%	29 14.8%	12 6.1%	12 6.1%	60 30.6%	24 12.2%	9 4.6%	0 0.0%
25%未満	件数 割合	2	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
25%以上50%未満	件数 割合	2	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50%以上75%未満	件数 割合	13	12 92.3%	5 38.5%	2 15.4%	4 30.8%	5 38.5%	3 23.1%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	3 23.1%	2 15.4%	1 7.7%	0 0.0%
75%以上	件数 割合	179	150 83.8%	36 20.1%	25 14.0%	34 19.0%	54 30.2%	64 35.8%	28 15.6%	11 6.1%	11 6.1%	56 31.3%	21 11.7%	8 4.5%	0 0.0%

電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点については、システム利用割合が75%以上において、「その他」を除き、「データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力など)」と回答した割合が最も高かった。

図表 98 問 5(17)電子申請届出システムの利用開始後に指定申請等の文書負担が軽減していないと感じる点×問 5(10)の合計値/問 5(9)システム利用開始後の数値(MA)

		全体	様式の全国共通化	書類のデータ入力簡素化	指定権者の連絡先/案内メッセージの確認	データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力など)	提出のオンライン化	書類の一括提出	申請届出状況の即時確認	複数人での申請届出状況確認	過去の申請履歴の検索	その他	無回答
全体	件数 割合	24 100.0%	2 8.3%	5 20.8%	2 8.3%	6 25.0%	6 25.0%	1 4.2%	1 4.2%	0 0.0%	1 4.2%	13 54.2%	0 0.0%
25%未満	件数 割合	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
25%以上50%未満	件数 割合	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50%以上75%未満	件数 割合	1 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
75%以上	件数 割合	23 95.8%	2 8.7%	5 21.7%	2 8.7%	6 26.1%	5 21.7%	1 4.3%	1 4.3%	0 0.0%	1 4.3%	12 52.2%	0 0.0%

3. ヒアリング調査

3.1 調査の目的

介護サービス事業者が経験する文書負担やローカルルールの詳細、及び電子申請届出システムの利用好事例の把握を通じて、さらなる負担軽減に向けた取組上のポイントを検討することを目的として、介護サービス事業者を対象としたヒアリング調査を実施した。

3.2 調査の概要

(1) 調査対象及び抽出方法

前章にて実施したアンケート調査に回答のあった介護サービス事業者のうち、以下のいずれかの条件を満たすものを規模に偏りなく抽出した。選定した5事業者の基本情報は図表 99のとおり。

- 過年度の調査研究事業で十分に把握されていないローカルルールを経験している
- 電子申請届出システムの利用による事務負担軽減効果が大きいと回答している

図表 99 ヒアリング対象の基本情報

事業者名	運営する代表的なサービス	事業所数(概数)	申請・届出を行う必要のある自治体数
事業者 A	訪問介護等	3事業所	2自治体
事業者 B	通所介護等	100事業所	15自治体
事業者 C	通所介護等	2事業所	2自治体
事業者 D	認知症対応型共同生活介護等	2事業所	2自治体
事業者 E	居宅介護支援等	6事業所	4自治体

(2) 調査時期

令和 8 年 1 月 12 日～3月16日

(3) 調査項目

ヒアリング項目は、本事業の検討委員会での議論及び介護サービス事業者アンケート調査結果をふまえ、以下のとおり設定した。

図表 100 ヒアリング項目

指定に関する申請・届出等において経験したローカルルールの具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 変更届出の提出を求められるタイミング ▶ 指定基準等の解釈 ▶ 申請届出の添付書類 ▶ 各種申請届出様式の具体の記載方法 ▶ 申請届出の差替時の提出方法・・・等
電子申請届出システムの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ システムの利用開始時期、回数 ▶ システム利用による文書負担の軽減状況
総体としての文書負担の軽減状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和6年度介護報酬改定等の影響による文書負担の増減
その他の文書負担の状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護分野の文書負担等の全般に対するご意見

3.3 調査結果

(1) 指定に関する申請・届出等において経験したローカルルール

指定に関する申請・届出等において経験したローカルルールに関するヒアリング結果は以下のとおりであった。変更届出については、管理者の姓の変更時や特定の職種の変更時等に提出を求める自治体があることが分かった。指定基準の解釈については、管理者の兼務に関するローカルルールが多く指摘されたが、国の取組の結果として一部はすでに解消されていた。

図表 101 ヒアリング結果:指定に関する申請・届出等において経験したローカルルール

変更届出の提出を求められるタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>管理者の姓の変更時に変更届出の提出を求められる</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者が同一人物であっても、結婚による姓の変更にかかり変更届の提出が求められた。またその際には届出書のみならず、当該人物の名称が記載されている資料(勤務形態一覧表等)一式も提出を求められた。(事業者 A) ▶ <u>役員交代時に変更届出の提出を求められる</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の肩書変更(取締役→代表取締役)のみでも変更届の提出が必要となった。(事業者 A) ・ 過去に、代表の交代時に変更届出を提出した経験がある。通常の役員交代時に変更届出を提出したかは定かではない。かなり前のことであり、現在における提出ルールは承知していない。(事業者 C) ▶ <u>管理者以外の従事者の変更時に変更届出の提出を求められる</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所型サービス(総合事業)に関しては、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の変更時に変更届出の提出を求められたことがある。中には介護職員の変更についても届出を求められる場合もある。(事業者 B) ・ 介護福祉士や社会福祉士等の資格保有者を生活相談員として配置する場合には変更届出は不要だが、施設に2年以上従事したものを生活相談員として配置する場合には変更届出が必要となっている。(事業者 C) ・ 計画作成担当者の変更時に変更届出が必要となっている。(事業者 D) ▶ <u>1年のうち一定の時期のみではなく、職員数の変更があった場合には都度変更届の提出が求められた経験がある。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は自治体による書式変更等により解消済み。(事業者 D)
--------------------	---

<p>指定基準の解釈</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理者の兼務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年11月時点では3つの事業所(通所介護2事業所と住宅型有料老人ホーム)の管理者を同一人物が兼務することが認められなかったものの、2025年11月には認められるようになった。人員配置基準のローカルルールについて国が示した指針に従った結果だと聞いている。(事業者C) ・ 介護保険サービスではないが、共同生活援助(障害福祉サービス)の管理者について、認められる兼務比率の考え方が自治体、担当者間によって異なる。(事業者A) ・ ほとんどの自治体では管理者が介護職員を兼務することを許容しているが、一部の自治体では認められていない。管理者が介護職員を兼務できれば事業所の運営として柔軟な対応ができる。(事業者B) ・ 管理者が兼務できる業務の範囲が2ユニットまでに制限されていた。例えば管理者が計画作成担当者を兼務し、かつ、2ユニット分の業務をする場合は兼務する業務が4つとなるため認められていなかった。令和6年度介護報酬改定に伴う基準省令の改正により解消済み。(事業者D) ▶ 人員の最低配置時間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定を受けている都道府県では、通所介護事業所に看護職員を最低2時間以上、機能訓練指導員を1時間以上配置しなければならないことになっている。(事業者C) ▶ サービス提供時間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規定よりも少し長い時間のサービス提供を求められることがある。たとえば通所介護で「8時間以上9時間未満」という区分の基本報酬を算定するためには、実際には最低でも8時間10～15分はサービス提供をしなければならない。(事業者B)
<p>申請届出の添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問系サービス(総合事業)について、市町村間で指定申請時に提出を求められる添付書類の種類が異なっている。(事業者A) ▶ 管理者変更の届出時に、管理者の経歴書の添付を求められた。(事業者B) ▶ 電子申請届出システムを利用した申請届出時、本来提出不要であるはずの添付書類が画面上では提出必須とされていた。この点について電話で問い合わせたところ空ファイルの添付を求められた。(事業者B) ▶ 過去には自治体間で様式が異なることがあったが、直近では全て統一化されている。(事業者C) ▶ 勤務形態一覧表は、都道府県指定の最新様式以外は認められていない。介護ソフトから同じ内容を出力した資料を提出したところ、指定様式での再提出を求められたことがある。(事業者C) ▶ 独自の添付書類として口座振替依頼書等の提出を求められたが、理由が不明であった。(事業者D) ▶ 市町村または担当者によって、平面図の書き方に関する指示が異なる場合がある。添付する写真の数や角度、被写体の写し方等についても細かな指示を受けた。(事業者E)
<p>各種申請届出様式の 具体の記載方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問系サービス(総合事業)の運営規程について、一つの市町村からは承認を得ているものであるにもかかわらず、ちがう市町村からは事業名称等に関する細かい表現の変更を求められた。(事業者A) ▶ 処遇改善加算の届出に際し、賃金台帳等の提出が必要だったうえ、具体的な記載方法の指示を受けた。(事業者D) ▶ 運営規程や重要事項説明書、契約書の書きぶりに対して細かく指示を受けたことがある。作成にあたって、他の自治体が公表しているひな型を参考とするよう言われた。(事業者E)
<p>差替え提出時の提出 方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子申請届出システムの利用開始前は郵送で再提出を行うことが多かった。システムの利用開始後はシステム内で再提出作業が完結した。(事業者A) ▶ 電子申請届出システムによる申請届出であるにもかかわらず、差し替え時にメールでの提出を求められる場合がある。(事業者B・D)
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請・届出に関するルールは市町村に比べて都道府県の方が厳しいため、すべて都道府県を基準として文書作成を行っている。(事業者C) ▶ サービスに関する苦情の連絡先となる自治体の担当課名が変更になるとき、その変更が事業所に周知されないにもかかわらず、事業所内に掲示する資料の適宜更新を求められる。(事業者C) ▶ 特定事業所集中減算に係る様式が市町村によって異なる。(事業者E)

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現状、許容される申請届出の提出方法が自治体によって異なるため、その確認に時間を要する。新規指定時の事前相談の有無や実施方法も市区町村によって異なるため、事前の問合せや HP の確認が必須作業となっている。(事業者 E)
--	---

(2) 電子申請届出システムの利用状況

電子申請届出システムの利用状況に関するヒアリング結果は以下のとおりであった。

システム利用に伴って便利になった点としては、提出方法がオンライン化したこと、差し戻し対応がシステム上で完結すること、様式／必要書類の確認が PC 上で完結することが多く挙げられた。

図表 102 ヒアリング結果：電子申請届出システムの利用状況

<p>システムの利用開始時期・利用回数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都道府県に対して、令和 7 年 4 月に本システムを利用して介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った。市町村に対しては、令和 7 年 10 月に変更届の提出時に本システムを利用した。(事業者 A) ▶ 令和 6 年 7 月～9 月以降に発生した新規指定申請、変更届出、更新申請、加算届出で計 331 回システムを利用した。ほとんどの自治体で電子申請届出システムを利用できるようになっている。まだ利用できない自治体は 5 か所以下であり、郵送により対応を行っている。(事業者 B) ▶ 令和 7 年 10 月以降に本システムを利用して、管理者変更にもなう変更届出を提出した。(事業者 C) ▶ 令和 5 年度以前にシステムを利用開始して以降発生した、変更届出、更新申請、加算に関する届出、計 4 件でシステムを利用した。(事業者 D) ▶ 令和 6 年 4 月に補助金を申請した際に電子申請届出システムを利用した。指定申請や変更届出をシステムにより提出したことはない。システムを利用したことがない理由は、電子メールでの提出が慣れているため。(事業者 E)
<p>システム利用によって便利になった点、及びその理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 提出のオンライン化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類提出のため役所に出向いたり、資料を郵送するために印刷のうえ整理する作業が無くなった点が大きい。本システム利用に係る最大の負担軽減点であると感じている。(事業者 A) ・ 郵送に係る手間の削減や、時間外申請が可能になったことで業務時間の短縮を図れる。また、郵送によるタイムラグを考慮する必要が無くなり、締め切りまでの作業時間に猶予ができた。(事業者 D) ▶ データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力など) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者番号を入力すれば以前の入力内容がプリセットされたり、変更後の情報を付表間コピーできたりすることで、毎回同じ内容を入力する手間や手入力によるミスの誘発を防ぐことができる。(事業者 B) ▶ 過去の申請履歴の検索 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当法人のような大規模事業者では複数人で申請届出に関する管理を行うため、現在の申請届出のステータス確認や過去の申請履歴の確認をシステムで実施できる点が便利である。(事業者 B) ▶ 差し戻し対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請届出システムの中で差し戻し対応が完結するようになったことで負担は軽減した。自治体から差し戻しの理由を電子申請届出システム上のコメントで記載してもらえれば、電話等による問い合わせが不要となり負担軽減につながる。(事業者 B) ・ 提出資料の差戻しや不備対応に係る効率が良くなった。同じ自治体でも職員によって「修正が必要な事項」に関する考え方が異なる場合があるため、これまでは電話等の口頭で受けた修正指示とは別の指示を再提出時に受ける、といった二度手間が発生しがちだったが、本システムを通じた差戻時には修正指示が文面として残るため、後出しでの修正指示を受けることが無くなった。具体的には、管理者の変更に係る届出時に、管理者の専従／兼務に関する記載方法について修正のうえ再提出を求められたが、修正指示が書面で残ることにより、修正方針に関する自治体職員間での認識統一が図られたと

	<p>感じている。(事業者 C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差戻し時にシステムからの通知に併せて修正指示の電話も受けたが、指示はシステムからの通知で完結した方が効率的だと感じている。(事業者 A) ・ 差戻し・再申請の処理も効率化したものの、差戻し処理を受けたのが提出の2~3か月後であり、都道府県側の対応が遅いと感じた。とはいえシステムの利用開始前には自治体の受領状況は可視化されていなかったことを考えれば、自治体の審査ステータスがリアルタイムで分かるようになっただけ便利になったともいえる。(事業者 C) <p>▶ <u>様式／必要書類の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PC上で必要資料の確認・作成・提出が完結するので、文書の管理負担が軽減した。(事業者 A) ・ 事前に必要な様式を調べたり、郵送作業をしったりすることなく PC上で手続きが完結する点に利便性を感じた。(事業者 C)
必ずしも便利と言えない点、及びその理由	<p>▶ 申請届出の結果については、以前より自治体から特段の通知がなかったこともあり、システム上でもあまり確認することがない。まだシステムの利用回数も多くないため、過去の履歴を参照することもない。(事業者 A)</p> <p>▶ かなり前に提出した申請届出について、自治体側の受理は完了されているにもかかわらず電子申請届出システム上では「受付中」となっている場合も多い。問い合わせると「処理は済んでいる」と言われるが、システムのステータスはなかなか更新してもらえない。事業者としては紙での提出時に受け取っていた受理書の代わりにステータス更新のメールを保管しているため、正確にステータスを更新してもらえないのは困る。(事業者 B)</p> <p>▶ 通所介護と通所型サービス(総合事業)の両サービスで変更届出を提出する際、同じ内容の届出にも関わらずシステムを利用すると同時に提出できない点は不便を感じる。例外として、電子申請届出システムで変更届出時に通所介護を選択すると、総合事業の変更届出書を添付することができ、総合事業の分の変更届出を省略できるようになっている自治体もある。(事業者 B)</p> <p>▶ 作成した電子データをシステムに添付のうえ送信する作業が中心になる以上、事務負担にそこまで変化はない。事業所や法人の基本情報を入力する手間はなくなるが、そこまで大きな影響はない。(事業者 E)</p> <p>▶ Gビズ IDの二段階認証機能ゆえに、システムへのログインに手間がかかる。IDに紐づけた形態端末の保有者(認証者)と実際の申請者が異なる場合に、ログインのために認証依頼を行う必要があるため。(事業者 E)</p>

(3) 文書負担の所在と軽減状況

介護分野全般における文書負担の所在と、近年の負担軽減策の効果について聞き取りを行った結果は以下のとおり。電子申請届出システムの利用に伴って事務負担の軽減は進んでいるものの、介護保険制度及び介護報酬の改定の度に事業者に求められる事項や必要文書が増加したり、制度が複雑化したりすることに起因する負担等が挙げられた。

図表 103 ヒアリング結果:文書負担の所在と軽減状況

文書負担の所在と軽減状況	<p>▶ <u>電子申請届出システムの利用を通じた負担減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本システムを利用した申請届出については、事務負担が一定程度軽減したと感じる。ただし加算の体制届及び介護職員等処遇改善加算の計画書について、市町村からは令和7年度以降も紙媒体による提出を求められており、システム利用を通じた負担軽減が十分になされていない状況にある。(事業者 A) ・ 申請届出の種類によって、電子申請届出システムでは対応していないものが一部ある。居宅介護支援事業所の集中減算の申請(体制届出とは別で提出が必要な申請)など。独自の提出フォームを通じての提出が求められる自治体
--------------	---

	<p>があるが、全て電子申請届出システムで完結した方が分かりやすい。(事業者 B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書作成や郵送準備にかかる業務負担の軽減をかなり実感している。自治体毎のローカルルールは残っているが、大きく利便性を損なうほどとは感じていない。(事業者 D) <p>▶ <u>1つの事業所が複数の自治体に申請届出を行うことによる負担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルールが異なる複数の自治体に対して総合事業の指定申請を行わなければならない点に負担を感じている。仮にすべての自治体が本システムの利用を開始したとしても、事業の内容が自治体ごとに異なる以上、文書を自治体別に作り変える作業は残ってしまうのではないか。今後、新たに指定申請を予定している自治体があるが、今まで申請届出を行っていた自治体ともルールが異なるようである。自治体数が増えるほど負担は大きくなると感じている。(事業者 A) <p>▶ <u>介護報酬改定等への対応による負担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善加算の届出は、自治体独自のフォームを用いた運用が残っている。処遇改善加算は計画書作成や実績の書類作成に手間がかかり、様式変更や算定要件が少しずつ変更になるため負担が大きい。(事業者 B) ・ 介護報酬改定等の度に厚生労働省から加算等に関する文書が発出されるが、その文書が分かりづらく、ルールを正しく理解することに時間を要している。(事業者 C) ・ 運営する通所介護事業所のうち1つでは個別機能訓練加算、入浴介助加算(Ⅱ)、口腔栄養スクリーニング加算等、様々な加算を算定しており、それぞれの要件として求められる文書(個別機能訓練計画、個別入浴計画、口腔・栄養スクリーニング様式等)作成の負担が大きく、この作業に職員が1人ほぼばかりきりとなっている。個別入浴計画や口腔・栄養スクリーニング様式等は当法人が使用している介護ソフトとも連携しておらず、職員がイチから起案していかなければならないため、具体の記載事項について近隣の事業所と情報共有を行っており、これも負担である。(事業者 C) ・ 知らない間に申請届出様式が更新されていることがあり、その対応にも時間を要している。(事業者 C) ・ 各種加算・助成金申請について、同様の名称であっても市や県によって案内発出の時期や申請届出に係る解釈が異なることがある。また、情報発信の場が自治体によってばらばら(メール、郵送、FAX、その他)であったり、お知らせ自体が無かったりして助成金の申請をし損ねる場合がある。(事業者 D) ・ 文書負担は増加傾向にあると感じる。加算を新規取得しようとするとはほぼ必ず何かしらの記録作成が求められることが背景にある。特にケア記録が多く必要になっているが、これは法人本部では支援ができない類のものであり、現場に負担を強いている結果となっている。この点を踏まえ当法人では、現場に文書負担を強いる加算は無理に算定しなくてもよいという方針としている。(事業者 E)
--	---

(4) その他

その他の意見・要望は以下のとおりであった。

図表 104 ヒアリング結果:その他

<p>介護分野の文書負担等の全般に対するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>事業所による文書作成・管理に関する自治体側の意識向上</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営指導を行うのであれば、文書は電子申請しているのだから自治体側が準備してほしい。一度提出しているはずのものを再提出する業務は時間的にも心理的にも負担が大きい。(事業者 A) ・ 現在は DX 化の過渡期であると理解している。ただし自治体側もキャッチアップをお願いしたい。紙媒体での対応を求めてきたり、電子データの確認方法が分からない担当者が存在している。(事業者 A) ・ 当事業所では、介護保険法上の訪問介護の従事者と同一の者が障害福祉サービスとしての同行援護や重度訪問介護等も実施している。勤務形態一覧表等の勤務実績に関する資料は両制度で提出が求められるが、両制度の担当者がそれぞれの考え方により修正指示を行うため、結果として制度間で整合のとれない資料が出来上がってしまう。文書負担に加え、事業所全体としての適正な勤務管理という観点からもこの点は問題だと感じている。(事業者 A) ▶ <u>介護報酬区分の簡素化・制度の明確化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加算の算定要件が細々と設定される以上、それらを満たしていることを証する文書は作成せざるを得ず、本来サービス提供にかけるべき人員コストを事務作業に充ててしまっている現状がある。したがっていざさらに加算を増やさず基本報酬に組み入れること、既存の加算については必要となる文書の仕様を国が明確化し、介護ソフトと連携して自動作成できるようにしていくことが重要ではないか。(事業者 C) ・ 年々介護現場に対応が求められる研修や訓練、委員会が多く、事業者としても効率的に実施する方法を検討しているが、国としても整理していただきたい。(事業者 B) ▶ 虐待の通報があった場合に行政からのヒアリング調査等があるが、ヒアリング調査の実施方法の統一も検討いただきたい。市町村自らがヒアリングする場合と事業所がヒアリングする場合があったり、ヒアリング項目が明示されない場合があったりする。国として聞き取るべき項目を明確化すべきではないか。(事業者 B) ▶ <u>電子申請届出システムの利便性向上</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体の HP を確認する手間を省けるよう、電子申請届出システムの画面に沿って対応すれば全ての書類を揃えられるようにしてほしい。(事業者 B) ・ システム上での情報の掲示方法が自治体ごとに異なっていたりするため、申請届出に必要な情報収集がしにくい。(事業者 D) ▶ <u>その他</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同様の内容に関するアンケート調査が同じような時期に多く実施される。情報公表システムに提出している情報をアンケート調査で尋ねられる場合もある。事業所職員による回答が求められると業務負担が大きい。(事業者 B) ・ 事業所の運営や文書管理に関する指定権者の指導方針は、事業所職員の働きやすさにとって重要な要素となっている。事業所の新規開設を考える場合でも、事務対応等で煩雑な対応や過剰なコミットが求められる自治体は候補から外れやすい。介護サービス事業者の事務負担軽減は、サービス供給の確保という観点からも重要な問題であると自治体にはご理解いただきたい。(事業者 E)
-----------------------------	---

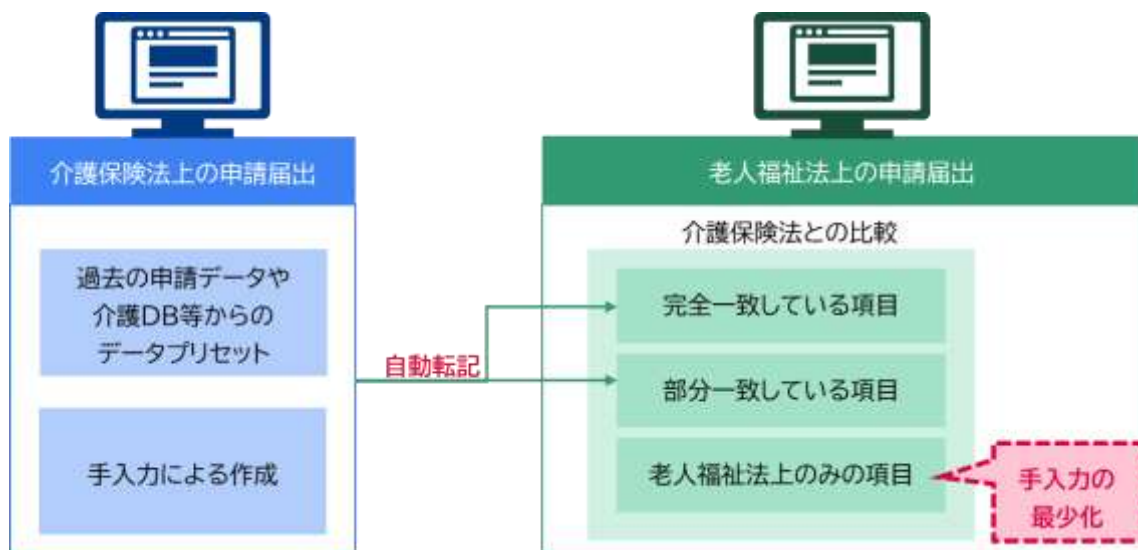
4. 老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた検討

4.1 検討の目的

令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」では、「訪問介護サービス等の指定申請(介護保険法70条1項)については、(中略)、老人居宅介護等事業等の届出(老人福祉法14条)も同時に処理することができるよう、令和6年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、様式を共通化するなど手続のワンストップ化を実現する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」(以下、過年度調査研究)では、現在の介護保険法との申請届出については、電子申請届出システム上で過去の申請データや介護DB等からのデータプリセット等による負担軽減策が講じられており、老人福祉法上の申請届出を電子で行う際にも同様の策が必要と考えられた。さらに、介護保険法上と老人福祉法上の申請届出の両方が必要な場合、同じ項目を2回入力することがないよう、介護保険法との比較を行った上で類似した項目については自動転記等による負担軽減を図ることが望ましいことが整理された。

図表 105 老人福祉法の申請届出の電子申請による負担軽減策のイメージ



出所)株式会社三菱総合研究所令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」報告書

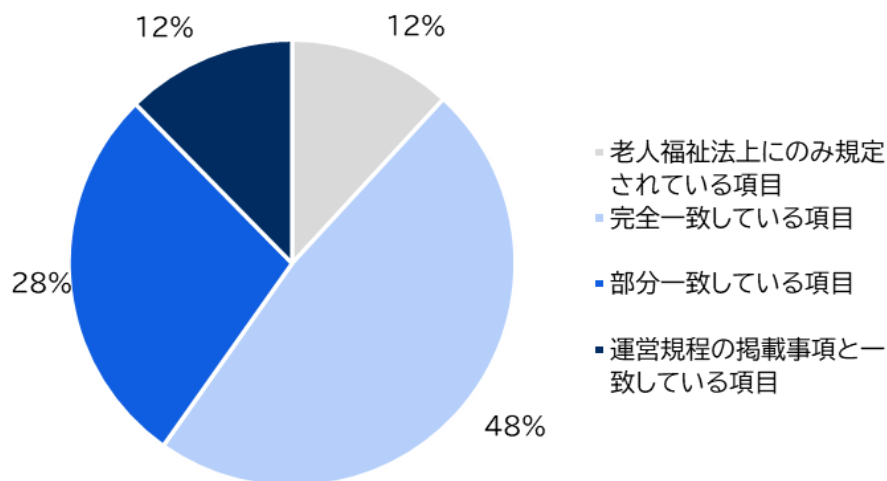
過年度調査研究では、申請届出事項として両法令で規定されている項目の比較・整理を行ったところ。その結果、老人福祉法上で定められた申請届出事項のうち、介護保険法上の申請届出項目と内容が完全一致している項目が約5割、部分一致している項目が約3割であることが明らかになった。また、過年度調査研究結果の後、令和6年10月に厚生労働省より老人福祉法の標準様式が公表された。

図表 106 過年度調査研究における介護保険法と老人福祉法の法令上の申請届出項目の比較イメージ

申請届出項目	老人福祉法上の申請届出項目	介護保険法上の申請届出項目	行先(届出先)の区分				介護保険法上の申請届出項目との比較	完全一致している項目の有無	老人福祉法上の申請届出項目	
			介護保険法	老人福祉法	両法令	その他			規定	内容
第一号の九 第一号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第二号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					△	○		
第一号の九 第三号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					○		○	
第一号の九 第四号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第五号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第六号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第七号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第八号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第九号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十一号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十二号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十三号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十四号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十五号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十六号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十七号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十八号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第十九号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		
第一号の九 第二十号	申請書の提出時期	申請書の提出時期					-	○		

出所)株式会社三菱総合研究所令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」報告書

図表 107 両法令の規定する申請届出項目の重複状況



※老人福祉法上の申請届出項目数をグラフの分母とする。

図表 108 厚生労働省 老人福祉法の標準様式の例

様式第一号(一)
老人居宅生活支援事業 事業開始の届出書

年 月 日

知事殿 所在地
届出者 名称
代表者職名・氏名

老人福祉法に規定する事業所に係る事業開始の届を下記のとおり、
関係書類を添えて届け出ます。

法人番号	
法人種別	法人名称
住所(支庁・市区町村)	郵便番号 市区町村
連絡先	電話番号 (内線) FAX番号
代表者の種別	氏名
法人の専攻分野又は施設別種別における届け出種別	
事業種別	届出対象事業等 (該当事業に○) 年月日
老人居宅介護等事業	
老人デイサービス事業	
老人短期入所事業	
介護事業種別指定介護事業	
認知症対応型老人居宅支援事業	
特定介護サービス施設事業	
介護施設事業所番号	(既に介護保険法上の指定を受けている場合)
フリガナ	
所在地	郵便番号 市区町村
連絡先	電話番号 (内線) FAX番号
事業を行うとする区域	
主な職員	フリガナ
住所/入所/介護職員	人
職員の定数及び職務の内訳	
職種	職務内容
	定数
添付書類	届出のとおり

様式第一号(七)
老人居宅生活支援事業 廃止・休止届出書

年 月 日

知事殿 所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するの届出を提出します。

介護保険事業所番号	
法人番号	
廃止・休止する事業所	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止
廃止・休止する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
既に措置を受け又は入所している者に対する措置	
廃止予定期間	休止日 年 月 日

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

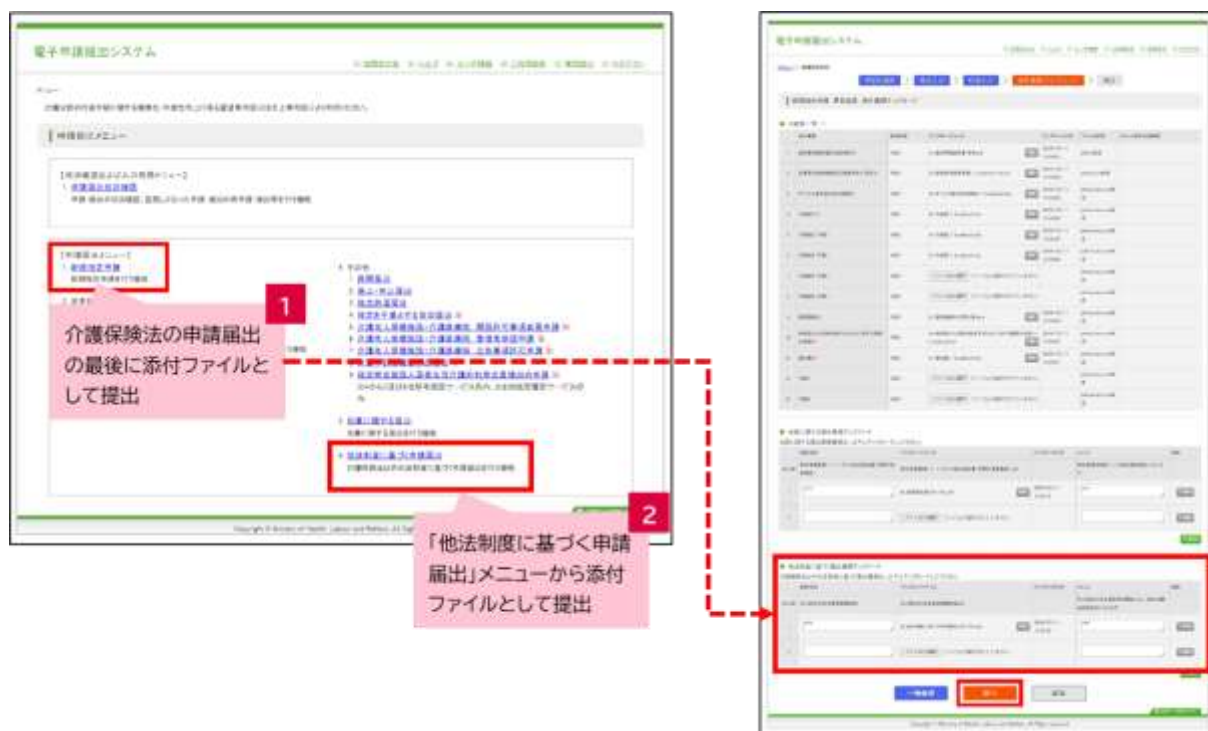
出所)厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001583205.pdf>、閲覧日:令和8年3月2日)

現在の電子申請届出システムについては、老人福祉法に基づく申請等については、厚生労働省標準様式の Web 画面より入力を行う介護保険法に基づく申請届出等とは違って、各都道府県の様式（一部、上記の厚生労働省標準様式を採用している場合を含む）をもとに作成した添付ファイルをアップロードする方法で提出する形となっている。

また、老人福祉法に基づく申請等の添付ファイルの提出方法は二通りあり、1つ目は介護保険法の申請届出の最後に添付ファイルとして提出する方法、2つ目は「他法制度に基づく申請届出」メニューから添付ファイルとして提出する方法がある。

上記の2つの提出方法は、いずれも介護保険法と老人福祉法の申請届出等の様式を別々に作成しなければいけないため、同様の内容についても介護事業所側にとって二度手間が発生しているという課題がある。

図表 109 現行システム上の老人福祉法に基づく申請等の提出の流れ



出所)厚生労働省電子申請・届出システム「操作マニュアル(介護事業所向け)詳細版 ver.2.30」をもとに一部改変 (https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_2_30.pdf、閲覧日:令和8年3月2日)

過年度調査研究では、介護保険法と老人福祉法の申請届出については、事業の種類や申請届出のタイミング等によって、異なる入力負担軽減策が考えられた。

電子申請届出システムでは介護事業所側で簡単に申請内容を作成できるように、過去の申請届出データ等からの自動入力機能や、複数のサービス間の付表間コピー機能等を設けている。電子申請届出システムにおいて、老人福祉法に基づく申請等についても現在の添付ファイル形式ではなく、介護保険法と同様の Web 入力の形式になった際には、これらの便利機能を活用する形で負担軽減策を図ることができると想定された。

図表 110 自動転記等による入力負担軽減策の検討

類型	申請届出のタイミング	例	入力負担軽減策	備考
介護保険事業所あり	老人福祉法が先	新規認可	後から申請される分に、先行申請分の類似した項目のデータをプリセット	<ul style="list-style-type: none"> ・プリセットする項目は本事業で整理した結果を活用(図表 74 法令上で定められている申請届出事項の比較結果(1)【再掲】) ・基本は、介護保険事業所番号をキーとしてデータプリセットや自動転記等を行う
	介護保険法が先			
	介護保険法・老人福祉法同時	変更届、休廃止	介護保険同様、先に入力する申請届出は過去のデータからプリセットを行い、もう片方の申請届出は付表間コピー機能を活用して自動転記	
介護保険事業所なし	老人福祉法のみ	軽費老人ホーム等	過去の申請データからプリセット	プリセットデータの呼び出し方(介護保険では事業所番号)については G-biz ID を活用し、施設別のメンバーID を利用する方向で別途検討が必要

出所)株式会社三菱総合研究所令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」報告書

図表 111 現行システム上の介護事業所の負担軽減のための便利機能

電子申請届出システムでは簡単に申請内容を作成できます！（その1）



過去の申請届出データ等から内容を自動で入力してくれます

- 本システムでは過去の申請届出の情報や介護保険総合データベース（介護DB）情報等を利用して、様式や付表の一部内容を自動で入力することができます。
- 事業所名称、住所、連絡先といった項目を都度入力する必要がなくなります。



複数のサービスの申請届出を同時に行うことができます

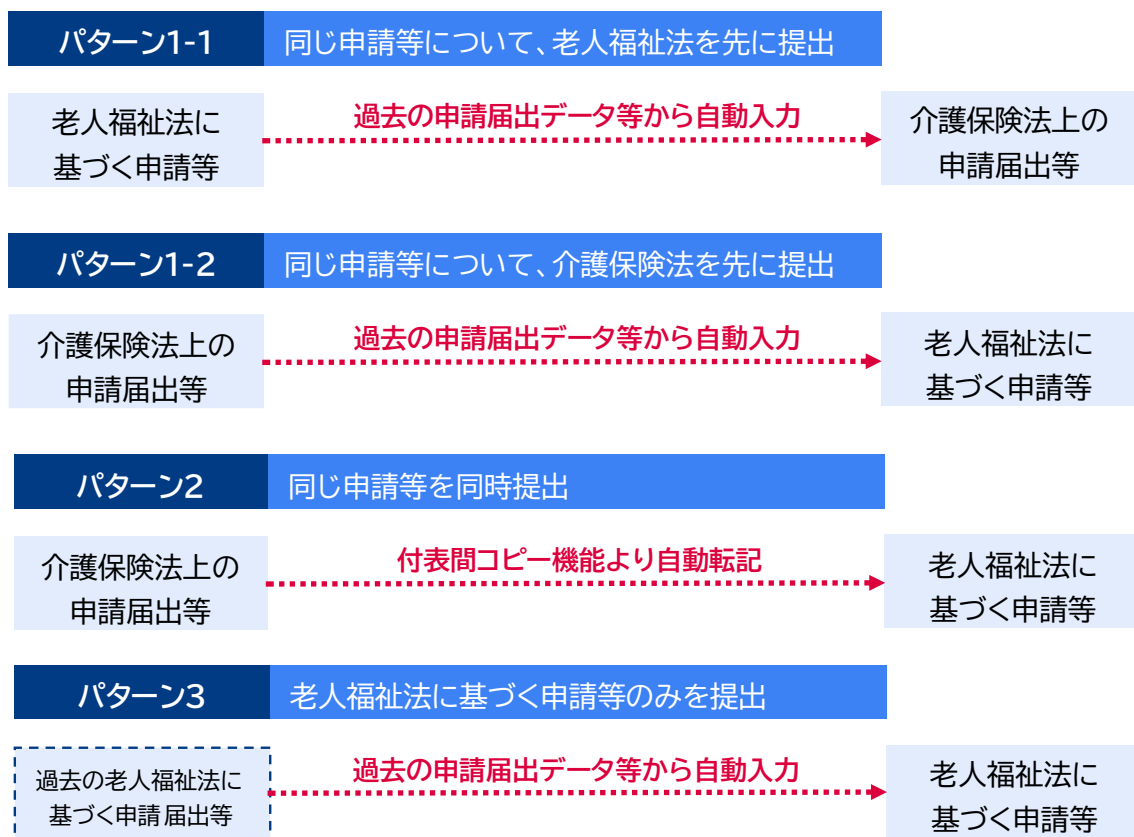
- 複数サービスの申請届出を同時に行う際には、各サービスに共通する入力項目を付表間でコピーできます。これにより、サービスごとに同じ内容を入力する手間を省けます。



出所)厚生労働省「電子申請届出システム 介護事業所向けリーフレット」
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_archive=true、自治体向け利用準備参考資料一式の一部として公開、閲覧日：令和8年3月2日

老人福祉法の申請届出の便利機能を活用した負担軽減策の詳細については、過年度調査研究でも図表 110 で整理された通り、同じ申請等について老人福祉法や介護保険法のいずれかを先に提出するパターンについては、先に提出され過去の申請届出等のデータを自動入力する、いわゆるプリセット機能を活用することで、同じ内容を二度入力しなくて済む方法が考えられる。一方、同じ申請等をシステム上で同時に提出する際には、現在のシステムの流れに沿って、介護保険法上の申請届出等の様式を先に入力した上で、付表間コピー機能により老人福祉法の画面にも自動転記する方法が考えられた。また、老人福祉法に基づく申請等のみを提出する場合でも、今までは負担軽減策が図られていなかったが、過去の申請届出データ等が存在する場合は自動入力することで、一からの手入力を減らすことも可能と考えられる。

図表 112 老人福祉法の申請届出の便利機能を活用した負担軽減策の詳細



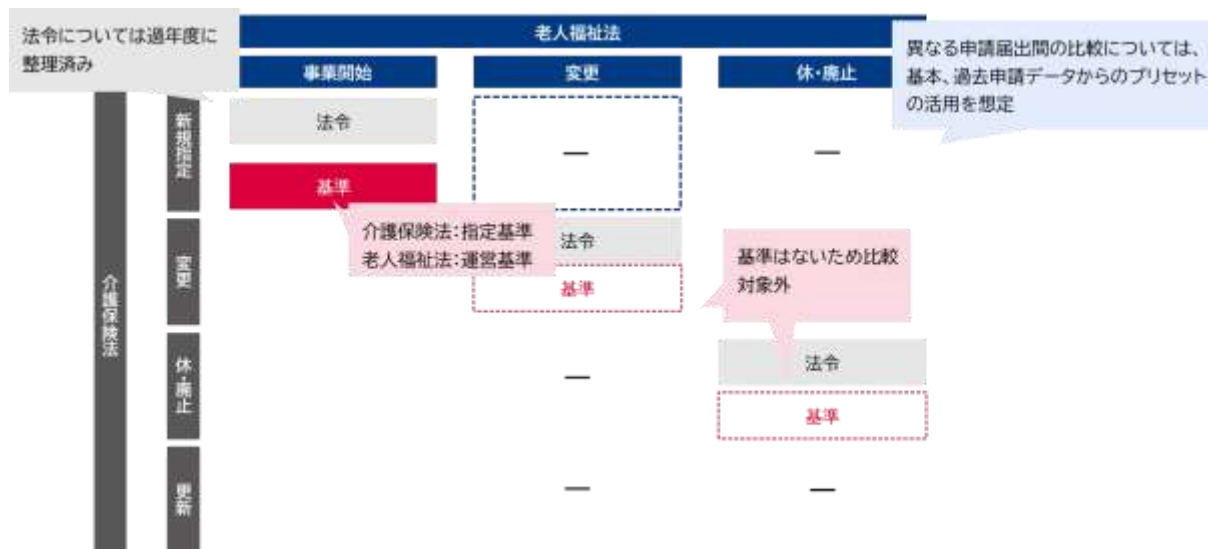
4.2 検討の内容

本事業では、上記の老人福祉法の標準様式をもとに、システム上でデータ連携が可能と考えられるこれらの項目を具体的な申請届出様式における入力欄単位で定義・紐づけする作業を行った。詳細には、事業所が同一内容について、介護保険法に基づく申請・届出と老人福祉法に基づく届出の双方を電子申請・届出システム上で行う際に、共通項目を重複して入力する必要がないよう、両申請・届出間で共通する(データ連携・プリセットが可能な)入力項目を定義した。

過年度調査研究では、図表 106 にて示している通り、介護保険法と老人福祉法に規定している項目に関する比較を実施済みである。一方、現在の介護保険法と老人福祉法の標準様式のうち、新規指定・事業開始については法令以外に、設備及び運営に関する基準にて規定している項目を含めている。そのため、すでに比較済みである法令の部分を除き、基準の部分に関する比較を行うため、本事業では新規指定と事業開始間の比較を行った。(基本、同じ申請等を前提とし、異なる申請届出間の比較については、基本、過去の申請届出等データからの自動入力の実用を想定)

比較の方法としては、事業所の新規開設時の申請届出様式(介護保険法の新規指定申請書及び付表、登録申請書、老人福祉法の事業開始の届出書、設置の届出書及び付表、設置認可の申請書)を両法令間で比較のうえ、同一事業所が作成する場合に記載内容が共通すると考えられる入力項目の洗い出し、紐づけを行った。

図表 113 比較対象の考え方



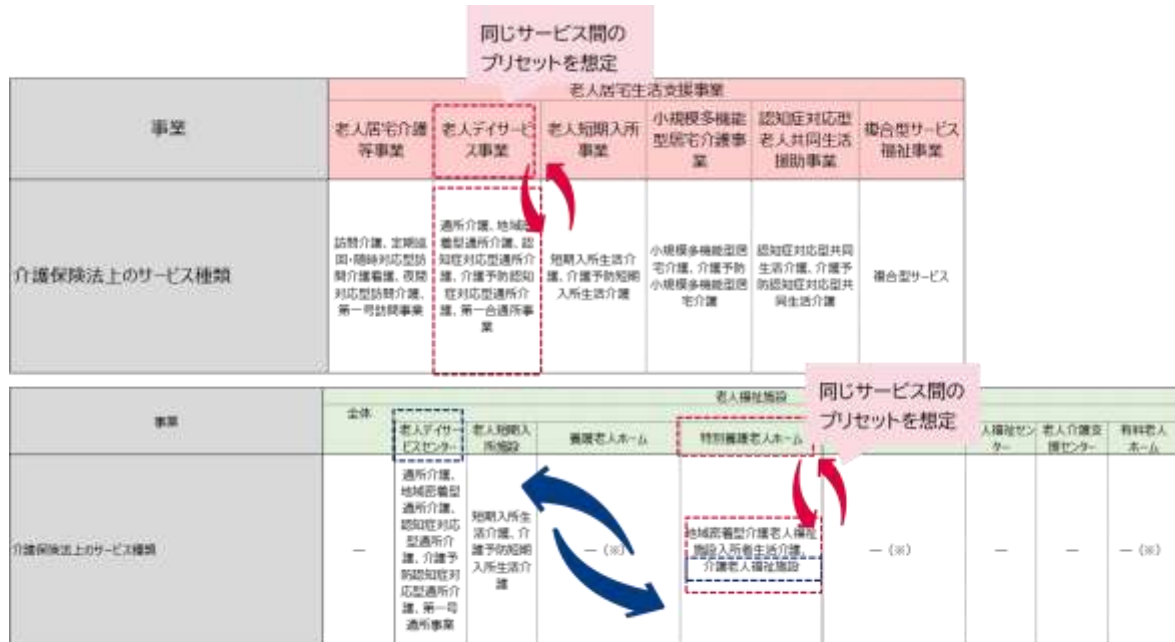
図表 114 比較の流れ

- 1 データ連携・プリセットが必要な申請届出様式の組み合わせの洗い出し
同一の事業所が同じ内容について介護保険法上の申請届出と老人福祉法上の申請届出の双方を行う場合に、それぞれどの様式間でデータ連携の必要が生じるか、整理する。
- 2 データ連携・プリセットが必要な入力項目の紐づけ
1. で特定された様式の組み合わせごとに、内容が共通すると考えられる入力項目の洗い出し、紐づけを行う。

また、比較の際には、老人福祉法と介護保険法それぞれにおけるサービスの対応関係を踏まえて、両方の同等のサービスの組み合わせでのプリセットを想定しながら比較を行った。

上記のサービスの対応関係を踏まえ、両法令間の様式の組み合わせのうち、同一の事業所が同じ内容について申請届出を行う際に共通する入力項目を含むものを整理した結果、整理が必要な様式の組み合わせは30通りであった。

図表 115 比較する申請届出様式の組み合わせの考え方



図表 116 比較対象の様式の組み合わせの整理結果

XXX ... 共通する入力項目を含む組み合わせ(連携を付与)
 ... 共通する入力項目が存在しない組み合わせ

老人福祉法上の申請届出様式		様式第一号(一)	様式第一号(二)+ 付表第一号(一)	様式第一号(二)+ 付表第一号(二)	様式第一号(二)+ 付表第一号(三)	様式第一号(二)	様式第一号(三)	様式第一号(四)
介護保険法上の申請届出様式		老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業
事業		老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業
別添様式第一号(一)	居宅サービス事業所等	指定(許可)申請書	a	b	c	d	e	f
付表第一号(一)	訪問介護	指定等に係る記載事項	a1					
付表第一号(六)	通所介護	指定等に係る記載事項	a2				e2	
付表第一号(七)	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	指定等に係る記載事項					e3	
付表第一号(九)	認知症対応型通所介護(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項	a4				e4	
付表第一号(十)	認知症対応型通所介護(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項	a5				e5	
付表第一号(十二)	認知症対応型通所介護(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項		b6				f6
付表第一号(十三)	介護老人福祉施設	指定等に係る記載事項			c7	d6		
別添様式第二号(一)	地域密着型サービス事業所等	指定申請書	h	i	j	k	l	m
付表第二号(一)	訪問介護	指定等に係る記載事項	h8					
付表第二号(二)	訪問対応型訪問介護	指定等に係る記載事項	h9					
付表第二号(三)	地域密着型通所介護(通所介護)	指定等に係る記載事項	h10				l10	
付表第二号(四)	認知症対応型通所介護事業所(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項	h11				l11	
付表第二号(五)	認知症対応型通所介護事業所(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項	h12					
付表第二号(六)	認知症対応型通所介護事業所(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項	h13					
付表第二号(七)	認知症対応型通所介護事業所(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項	h14					
付表第二号(八)	認知症対応型通所介護事業所(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項		i15		d15		f15
付表第二号(九)	認知症対応型通所介護事業所(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項			j16			n16
付表第二号(十)	認知症対応型通所介護事業所(認知症対応型通所介護)	指定等に係る記載事項	h17					
別添様式第二号(四)	介護予防居宅生活支援事業	指定申請書	o					
付表第三号(一)	訪問型サービス	指定等に係る記載事項	o18					
付表第三号(二)	通所型サービス	指定等に係る記載事項	o19				p19	

4.3 検討結果

比較した結果、様式間で記載内容が共通すると考えられる入力項目は、様式ごとに40～120程度存在していた。上記の共通の入力項目が介護保険法上の申請届出様式に設けられた入力項目数に占める割合は、15～60%程度であった。過年度調査研究で示された法令で規定されている項目の整理結果(図表107)と比べて割合が少ないのは、計算の単位及び分母に用いる数値が異なることに起因する。過年度調査研究では法令上の項を1単位とし、老人福祉法上の申請届出項目数を分母として計算を行っている。

サービス種類別では、(地域密着型)介護老人福祉施設において、記載内容が共通すると考えられる項目が他と比べ多かった。

様式上のシステム別の入力項目が既に分解されている介護保険法とは違い、老人福祉法の入力項目についてはまだ細分化がされていないため、本事業では集計できないものの、老人福祉法上の様式における入力項目数を分母にした場合、上記割合はいずれも5割超となることが見込まれた。

今回の様式の項目間の比較結果について、最も記載内容が共通すると考えられる入力項目が多かった介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)および、最も少なかった訪問介護(老人居宅介護等事業)を例として、様式による視覚的な比較を行った結果が以下のとおり。

介護保険法上の様式における入力項目数(図中緑色マーク)と比較してデータ連携可能な項目数(図中オレンジ色マーク)は小さいものの、老人福祉法上の様式における総入力項目数に占める後者の割合はいずれのサービス種類においても5割を超えと思われる。老人福祉法上の様式にあり、介護保険法上の様式にはない入力項目(図中黄色マーク)は一部存在するものの、全体に占める割合は小さくなく、介護保険法の申請届出項目からの自動転記によって、老人福祉法の様式の作成の手間が大きく軽減されることが示唆された。

図表 117 記載内容が共通すると考えられる入力項目数(サービス種類別)

	入力項目総数(介護保険法上の様式)	うち、老人福祉法上の様式とデータ連携が可能な項目						
		老人居宅生活支援事業	老人福祉施設(養護老人ホーム)	老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	老人福祉施設(有料老人ホーム)	老人福祉施設(その他のサービス)	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
		事業開始の届出書	設置の届出書+記載事項			設置認可の申請書		
訪問介護	226	41 18%						
通所介護	270	42 16%				44 16%		
短期入所生活介護 単独型	286					50 17%		
短期入所生活介護 特養併設型	290	42 14%				44 15%		
短期入所生活介護 その他併設型	322	42 13%				68 21%		
特定施設入居者生活介護	282		63 22%		66 23%		52 18%	
介護老人福祉施設	295			130 44%				124 42%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	133	51 38%						
夜間対応型訪問介護	117	55 47%						
地域密着型通所介護	163	56 34%				40 25%		
認知症対応型通所介護 単独・併設型	165	56 34%				40 24%		
認知症対応型通所介護 共用型	183	55 30%						
小規模多機能型居宅介護	182	56 31%						
認知症対応型共同生活介護	156	56 36%						
地域密着型特定施設入居者生活介護	168		54 32%		53 32%		54 32%	
地域密着型介護老人福祉施設	193			124 64%				124 64%
看護小規模多機能型居宅介護	193	56 29%						
総合事業(訪問型サービス)	116	46 40%						
総合事業(通所型サービス)	161	47 29%				41 25%		

図表 118 比較例 1:介護老人福祉施設の新規指定申請と特別養護老人ホームの設置の届出

XXX・・・介護保険法の様式における入力項目。番号は外部インターフェース項目定義書上の項番。
XXX・・・対応する老人福祉法の様式における入力項目のうち、介護保険法の様式からデータ連携が可能と考えられるもの。
XXX・・・対応する老人福祉法の様式における入力項目のうち、介護保険法の様式からデータ連携ができないもの。

介護保険法上の申請様式(指定申請書+付表)

老人福祉法上の届出様式(設置の届出書+付表)

5. 調査のまとめ

5.1 指定に関する申請届出等におけるローカルルールの実態

アンケート調査では、指定に関する申請・届出におけるローカルルール及び令和6年度介護報酬改定以降の新設加算の届出に関するローカルルールについて介護サービス事業者(法人)を対象に調査を実施し、実態を把握した。

保管方法では「運営指導時に書面での確認を求められる書類がある」、指定基準の解釈では「管理者の兼務の考え方について」、添付書類では「独自の様式による書類作成を求められる」との回答が、経験したことがあるローカルルールとして、いずれも半数を超えていた。また、運営する事業所数が多いほどローカルルールを経験している割合が高い傾向が見られた。複数の自治体に対して申請届出を行う事業者は、自治体ごとの対応状況の違いを比較することでローカルルールを認識しやすいと考えられる一方、自治体側には当該対応がローカルルールであるとの認識が必ずしも共有されていない可能性が示唆された。加えて、アンケート調査で把握されたローカルルールの具体的内容について法令と照会し整理したところ、その内容は多岐にわたり、自治体間のみならず担当職員の判断による違いも見受けられた。

令和6年度介護報酬改定以降に新設された加算の届出に関するローカルルールについては、加算新設から間もないこともあり、現時点では十分に把握されていない可能性も考えられるため、今後の動向を引き続き注視していく必要がある。

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る「要望専用窓口」においては、現在、厚生労働省による周知や取りまとめが進められている。ローカルルールの解消は介護事業者の業務負担の軽減にもつながることから、実態の把握にとどまらず、今後是对応の整理や自治体への情報共有を進めることも求められる。

ヒアリング調査では、過去に経験し、現在は解消済みのローカルルールとして、職員数の変更に伴う逐次の変更届出の提出要否や、管理者の兼務に関する解釈が多く挙げられた。

調査時点で解消されていないローカルルールとして、第一に変更届出について、役員の氏名・肩書変更や管理者以外の特定職種の従事者変更時にも提出を求める自治体が存在することが把握された。第二に申請届出の添付書類については、自治体独自の様式による勤務形態一覧表の指定や、提出理由を事業者へ明示せずに独自の添付書類の提出を求めている場合が指摘された。第三に指定基準の解釈について、人員配置やサービス提供時間に関するローカルルールの指摘があった。そのほか、介護保険サービスと併設されることの多い障害福祉サービスの管理者の兼務比率に係る考え方が自治体、担当者間で異なる場合があることについても言及があった。

総じて、国によって標準ルールが示された内容(職員数の変更に伴う逐次の変更届出の提出要否、管理者の兼務等)に関してはローカルルールの解消が進んでいる一方で、それ以外のものは自治体間で対応の違いが残っている可能性が示唆された。

5.2 電子申請届出システムの利用状況

アンケート調査では、電子申請届出システムの利用状況やシステムを通じた業務効率化及び事務負担軽減の状況について把握した。

システムの利用状況においては、回答が得られた介護事業者の半数以上が利用を開始しており、従業員規模が大きいほど、利用開始時期が早い傾向が見られた。あわせて、システムの利用開始後の申請届出手続における負担については、約4割の事業者がシステムの利用により負担が軽減したと回答しており、特に従業員数規模が大きい事業者ほどその割合が高まる結果が得られた。また、従業員規模が大きいほど「様式/必要書類の確認」、「申請届出の確認(ステータス)」、「申請届出結果の確認」において、負担軽減を実感している割合が高いことから、多数の申請届出を提出し、管理する大規模事業者において効果を実感しやすいことが示された。さらに、システムの利用開始時期が早い事業者ほど、便利になった点として「データ入力時の便利機能(プリセット、付表コピー、自動入力など)」と回答した割合が高い傾向がみられた。過去の申請履歴を活用する場面が増えるほど利便性が高まるものと考えられる。従業員数規模や利用開始時期といったそれぞれの条件に応じて効果を実感していることが確認された。

業務が効率化されたと感じる点としては、郵送手続や書類準備に係る負担が軽減されたことが挙げられた。これに対し、システムの操作性や機能そのものに関する回答は比較的少なく、システム利用が原則化される令和8年4月以降の事務負担の変化については継続的に把握していく必要がある。今後はシステムの活用が進む中で、機能面に関する効果の実感が高まることが期待される。

アンケート調査時点でシステムを利用開始していない事業者の回答では、「申請先の自治体がまだ利用開始していないため」が1割強であった。自治体においては、令和8年4月以降、システムによる申請・届出の受付が原則となるが、利用開始に向けた準備が十分に進んでいない状況にあると考えられる。またシステムを利用していない理由としては、「利用開始するための準備事項や手続の流れを理解できていないため」と回答した介護事業者が最も多く、4割弱であった。本システムでは介護事業者のGビズIDの取得が必須となっているが、GビズIDの取得が大きな障壁となる以前の段階として、システムの操作方法や導入までの準備を十分に把握されていない状況が確認された。操作マニュアルや説明動画等は公開されているが、これらの周知が十分でない状況がうかがわれる。

一方、文書負担が軽減していないと感じる点としても「提出のオンライン化」が挙げられていた。システム利用開始後も申請届出時に郵送、窓口対応等が必要となった理由として、「紙で提出が必要な添付書類があるため」、「自治体が窓口・郵送を求めたため」といった回答が一定数見られた。現在、システムだけで差戻と再提出の対応が完結できる仕様にも関わらず、自治体独自で再提出の際にシステム以外の提出方法が求められていることが影響している可能性がある。介護事業者の負担軽減を図るためには、自治体においても電子申請届出システムの利用を前提とした業務フローへ見直すことが求められる。こうした自治体側の課題も介護事業者へのアンケート調査を通じて明らかとなった。

ヒアリング調査では、電子申請届出システムの利用に伴って便利になった点として、提出方法がオンライン化して来庁・郵送の負担が軽減されたこと、差戻し対応がシステム上で完結し、やり取りの履歴が残ること、様式や必要書類の確認作業がPC上で完結することが多く挙げられた。

必ずしも便利といえない点として、自治体側の申請届出ステータスがリアルタイムに更新されない

ことで事業者側が申請届出の管理に苦慮していることや、通所介護と通所型サービス(総合事業)のように同時に提出されることの多いサービス種別であってもサービスごとに申請届出が必要なことが指摘された。

電子申請届出システムの利用により全般的な事務負担は一定程度軽減したとの意見が多かった。他方で、一部の自治体では独自のオンラインによる申請届出フォームを併用している場合や、必要な情報収集に手間がかかる場合があり、自治体によるシステムの運用方法の差が事業者の負担につながっている可能性が示唆された。

その他、ローカルルールに起因するものや電子申請届出システムの利用により解消できるもの以外の観点では、介護報酬改定に伴う対応による負担や、介護保険制度・報酬区分の複雑さによる負担、また事業者が被るこれらの負担に対する自治体側の意識向上に係る課題が指摘された。

5.3 老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化

本調査では、老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた検討を行った。過年度調査研究により、介護保険法と老人福祉法の法令上の申請届出項目には高い重複があることが確認されているものの、現行システムでは、老人福祉法に基づく申請等は添付ファイルで提出されることにより、二重入力の負担が残っている。そこで、本事業では令和7年10月に公表された厚生労働省の老人福祉法の標準様式のなかで、過年度調査研究では比較を行っていない法令以外の設備及び運営に関する基準と関連する項目も含めた重複の割合について、介護保険法のシステム上の入力項目単位で比較・整理した。

比較の結果、様式間で共通する入力項目はサービス種別により40～120項目程度存在した。介護保険法上の入力項目単位を分母とすると15～60%程度であったが、老人福祉法の標準様式の項目を分母とすると、共通項目の割合は5割超となる可能性が示された。

上記結果より、介護保険法の申請届出項目からの自動転記によって、老人福祉法の様式の作成の手間が大きく軽減されることが示唆された。

令和 7 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
介護現場における文書負担軽減の更なる促進に向けた調査研究 報告書

令和 8(2026)年 3 月発行

株式会社三菱総合研究所
医療・介護 DX 本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
FAX 03(6858)3593

本事業は、令和 7 年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。